

平成 13 年 度

各会計及び企業会計 決算特別委員会会議録

開会 平成 14 年 11 月 6 日

閉会 平成 14 年 11 月 8 日

上 富 良 野 町 議 会

目 次

平成14年11月 6日(水)

○議長挨拶	1
○町長挨拶	1
○正副委員長の選出	1
○委員長挨拶	1
○開 会	1
○議事日程等	1
傍聴人の取り扱い	2
○議 事	2
・書類審査(分科会審査)	2
・全体による分担外書類審査	2
・各会計の全般質疑応答	3
病院事業会計の全般質疑応答	3
水道事業会計の全般質疑応答	7
・分科会審査報告の取りまとめ	7
・分科会審査報告に対する全体での意見調整	8
・理事者の所信	8
・討 論	8
・採 決	8
・審査報告の内容一任	8
○委員長挨拶	9
○閉 会	9

企業会計決算特別委員会会議録

- 1 日時 平成14年11月6日(水)
9時00分 開会
(出席18名)
- 2 場所 議事堂、
書類審査は第2・第3会議室

事務局長(北川雅一君) おはようございます、企業会計決算特別委員会に先立ちまして、議長からご挨拶をいただきたいと思っております。

議長挨拶

議長(平田喜臣君) 皆さんおはようございます。今朝から大変寒い中、当決算特別委員会にご出席頂きまして大変有難うございます。平成13年度からは当決算特別委員会が、企業会計そして一般会計が収入役及び代表監査委員のご尽力によりまして、この11月に一括して開会できる運びとなっております。両部局のご努力に敬意を表したいと思っております。さて、本委員会は、さる平成13年度の決算につき、公金が無駄なく効率良く使われ、その行政効果が目的どおりに挙げているのかどうかという決算の審査を、住民の立場でご審査いただくことになっております。昨今の、地方自治を取り巻く財政状況は、大変厳しい状況になっており。特に市町村合併、まさしく、今議論が髣髴いたしているところであります。この行政効果が、どのようなものであったのか、そしてまた、来る15年度の予算審査におきましても、その、本委員会で討議した内容が反映させるような、そのような委員会になっていただきたいと祈念するところであります。いずれに致しましても、この3日間、皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、所期の目的を達成されることを心からご祈念申し上げまして、大変簡単ではございますが、私の冒頭のご挨拶と致します。大変ご苦勞様でございます。

事務局長(北川雅一君) つづきまして、町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

町長挨拶

町長(尾岸孝雄君) おはようございます。いよいよ周りが真っ白になってまいりまして、今年も冬の到来を迎えたわけですが、そういう寒さの中、また、何方ご多用の中、ご参集を賜りまして誠に苦勞様でございます。この特別委員会、平成14年第3回9月定例議会ご提案させていただきました。平成13年度の一般会計・特別会計各会計並びに企業会計の決算の認定につきまして決算特別委員会を設置して本日

よりご審査賜ることに相成るわけですが、なにぶんにも財政厳しい折であります。私どもも執行者として、経費の節減等に配慮しながら有効かつ適切に、ご決定いただきました予算の執行をさせて頂いたつもりではありますが、これらにつきましてよろしくご審議賜りましてご認定賜りますことを心からお願いを申し上げます。簡単ではありますが特別委員会開催初日にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。ご苦勞様です。

正・副委員長の選出

事務局長(北川雅一君) 正・副委員長の選出でございますが、平成14年第3回定例会で議長及び議員から選出された監査委員を除く18名をもって企業会計決算特別委員会を構成しておりますので、正・副委員長選出については、議長からお諮り願います。

議長(平田喜臣君) それでは、正・副委員長の選出についてお諮りいたします。当議会の先例3の(5)によりまして委員長に副議長、副委員長に総務常任委員長ということに成っております。これよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(平田喜臣君) ご異議なしと認めます。よって、企業会計決算特別委員会の委員長には、久保田英市君、副委員長には中川一男君に決しました。

事務局長(北川雅一君) 久保田委員長は、委員長席の方に着席いただきたいと思っております。

(委員長着席、議長はオブザーバー席へ移動)

事務局長(北川雅一君) 委員長からご挨拶をいただきます。

委員長挨拶

委員長(久保田英市君) おはようございます。只今、先例によりまして平成13年度の企業会計決算特別委員会の委員長に委員の皆様方のご推挙を頂き就任することになりましたが、委員各位をはじめ、執行機関の皆様のご理解あるご協力をを賜りながら、委員長として誠心誠意、勤めて参る所存でございますのでよろしくお願いを致します。審査にあたっては、地方自治法で規定されておりますように最小の経費で最大の効果をあげるよう、予算執行をされたかどうか、また、予算の執行は適宜に住民本位になされたかどうか、慎重に審査をしていただきますよう、委員長の私からもお願いを申し上げ、簡単ではございますが、委員長就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。大変ご苦勞様でございます。

開 会

委員長(久保田英市君) ただいまの出席委員は16名であり、定足数に達しておりますので、これより企業会計決算特別委員会を開会致します。ただちに本日の会議を開きます。本委員会の議事日程等について、事務局長から説明致します。

議事日程等

事務局長(北川雅一君) ご説明申し上げます。本特別委員会の案件は、平成14年第3回定例会において付託されました「議案第8号平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件」1件であります。本特別委員会の議事日程につきましては、本日配布いたしましたとおり、会期は一日間といたしたいと存じます。本日は、2つの分科会に分かれて、11時まで書類の閲覧審査を行ない、引き続き全体での閲覧審査を11時から12時まで行なっていただきます。13時からは、各会計ごとの質疑を行なった後、審査報告書の意見とりまとめを行い全体による意見調整を経て採決という順序で進めて参りたいと存じます。なお、分科会の構成と分担につきましては、すでにお配りいたしました議事日程表のとおりであります。但し、第2分科会につきましては、19番久保田委員が委員長と決まりましたので11番から18番の委員となります。以上でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長(久保田英市君) お諮りいたします。本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりと致したいと存じます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(久保田英市君) ご異議なしと認めます。よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明のとおり決しました。

傍聴人の取り扱い

委員長(久保田英市君) お諮りいたします。本委員会は公開とし、傍聴人の取扱は委員長の許可といたしたいと存じます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(久保田英市君) ご異議なしと認めます。よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取扱は委員長の許可とすることに決しました。

議 事

委員長(久保田英市君) これより本委員会に付託されました「議案第8号平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件」を議題といたします。本件は、先に説明が終了しておりますので、ただちに分科会を開会し、各分科長を選任の上、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。なお、念のために

申し上げます。書類審査により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があるかと存じます。これについては、外部に漏らすことのないようにご注意願いたいと存じます。また、資料は特別委員会としての審査のための資料であり、要求委員個人のみでなく全委員に配布することになります。審査にあたって所定の書類以外に必要な資料等がございましたら、分科会で協議の上、分科長から別紙「企業会計決算審査資料要求書」に必要事項を記入の上、委員長に申し出願います。ただいまから、会場を第2・第3会議室に移します。

事務局長(北川雅一君) それでは委員の皆さん、会場を第2・第3会議室の方へお移り頂きたいと思ひます。

(第2・第3会議室へ会場を移動)

書類審査(分科会審査)

委員長(久保田英市君) ただいまより分科会審査をはじめます。ただちに分科長の選任をお願いいたします。

委員長(久保田英市君) 各分科長選任の報告を求めます。

第1分科会。

(第1分科会から笹木光広君と報告あり。)

第2分科会。

(第2分科会から清水茂雄君と報告あり。)

委員長(久保田英市君) 各分科長につきましては、ただいま報告のとおり選任されました。

それでは、審査を開始してください。

委員長(久保田英市君) 暫時休憩いたします。休憩後は、全体での分担外書類審査を行います。

10時45分休憩

11時00分再開

全体による分担外書類審査

委員長(久保田英市君) 休憩前に引き続き会議を開きます。書類審査を再開します。分担外の書類についても閲覧し、意見については所管分科長に申し出願います。

委員長(久保田英市君) 13時まで昼食休憩といたします。なお、13時からは会場を議事堂に移し、各会計ごとの全般質疑を行ないます。

12時00分休憩

13時00分再開

各会計ごとの全般質疑応答（会場：議事堂）

委員長（久保田英市君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。これより、全体による各会計ごとの質疑を行ないます。

病院事業会計の全般質疑応答

委員長（久保田英市君） はじめに、病院事業会計全般の質疑を行ないます。発言のある場合は、挙手のうえ議席番号を告げ、委員長の許可を得てから起立して発言してください。また、発言するときはページ数を申し出てください。それでは、質疑を受けます。

委員長（久保田英市君） 15番村上和子委員。

15番（村上和子君） 17頁と18頁にわたって、病院事業費用の中で2目材料費の1節薬品費でございますが、130,856,991円ですね。薬品の購入が、6社から購入されているようですが、和光純薬、スズケン、ほくやく、モロオ、メディカルサプライ、ムトウ、西田薬品と、この中で北薬の薬品が年間4177万円、月平均522万円使用されている。突出しているんですね。西田薬品のところでは月平均35万、あとは200万、2社メディカルサプライ、ムトウは少ししか購入しておりませんが、これはどういうことで1社が、突出しての購入になっているんですけれども、これは薬品の価格もあるかと思ひますし、新しくでました新薬があるとか、6社の購入の中で1社が非常に突出している。その辺を伺いたい。

委員長（久保田英市君） 病院事務長答弁。

病院事務長（三好稔君） 15番村上委員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。薬品の購入において、年度当初において6社からそれぞれ見積りを徴しております。その結果、それぞれの薬品の一点ごとの単価の最も安いところを購入単価と定めておりまして、結果的に北薬サンが多くの薬品において最低価格をしめしているということでございます。そういうことから、年間の購入も北薬サンが多く占めているという状況にございます。以上です。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 6社じゃなく、もう少し絞られてはどうなんでしょうか。いま6社というのは、価格が安いということをおっしゃいましたけれども、薬のことはわかりませんが、在庫になっているのは、何処の薬品会社のものが多いんですか。今月はこのくらい使うだろうということで購入されていると思うんですけども、少し在庫として残る分もありますですね。薬は、3年間使用できるそうですけれども。会社をもう少し、6社がいいのか。1ヶ月522万購入している訳で、ここの薬がいいのであれば、外の薬品会社は購入しないなど方法はないのでしょうか。

委員長（久保田英市君） 病院事務長。

病院事務長（三好稔君） 再質問にお答えいたしたいと思ひます。多くの薬品があるわけでございますけれども、この6社において多くの薬品を扱っております。現行と致しまして6社以上業者を拡大して見積り合せを行う状況にはないかと思ひます。現行6社でその目的を達している状況にございます。会社を絞ることにつきましては、基本的に競争させて安いところの単価の薬を購入したいと考えておりますので、現在おこなっております6社程度のものから見積りを徴することに継続をしてみたいと思ひます。薬品の在庫等の関係でございますけれども、年度末における薬品メーカーごとのリストを持っておりませんが、そんなに多くのばらつき、でこぼこはないのかなと感じております。手元の資料がなくて、質問に的確なお答えができないことにお許しいただきたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 15番村上和子委員。

15番（村上和子君） 支払いですけども、2ヵ月後に支払っているときいたんですが、これなぜ1ヵ月後、そういうことにしますと価格とかそういったことに関係ないのでしょうか。支払いが遅れているということにつきましては、単価とかは、まったく変わらないのでしょうか。もう少し早く支払いをするようにすれば、単価をもう少し安くなるということはないでしょうか。2ヵ月後に支払うってことは、何とか早めてという訳にはいかないのでしょうか。そうすると少し違うのではないのでしょうか、そうではないのですかね。お尋ねします。

委員長（久保田英市君） 病院事務長。

病院事務長（三好稔君） 村上委員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。薬品の納品後、2ヵ月後の支払いとこのことにつきましては、診療報酬が、請求してから病院会計に入るのが2ヵ月という期間がございまして。そんなことから診療報酬をもって、薬品代を支払いをするといったことで支払いを進めているところでございます。支払いが遅くなることによって、単価の上がる下がるの関係でございますけど、これについて、特に高くなるといった意識もございませんし、また、それ以前に払ったら安くなるといったことがございませぬ。これについて、あくまでも年度当初に6社から見積りを徴して、執行しているといった状況からしてそのように考えております。以上です。

○ **委員長（久保田英市君）** 他にございませぬか。12番米澤委員。

12番（米澤義英君） 17頁18頁にわたって、備品購入についてお伺いいたします。13年度においては、ベッドの購入がなされました。そこで伺いたいのは、多くは従来のムトウだとか竹山、或いはメディカルサプライというところの会社が多く受注するといった形になってきています。上富良野町の業者もこの入札時においては、参加しておりますが、如何せん

向こうは色んな流通経路、購入等において流れが違うものですから、当然ベッドの落札価格においても、かなり低く提示してくるという状況になってきています。そういう状況の中で、いま、地元業者を甘やかすというわけではありませんが、大変販売等、売上等に苦慮するという状況になってきております。そういった中においても、地元の業者がこういった条件の中に参加できるような、条件的な入札をこの病院会計においても当然、視野に入れて対処すべきだと思いますが、この時点では、どのような判断の元でなされたのか。更に、公共事業においても透明性を確保するという点では、予定価格等の事前公表等がおこなわれてきています。これに馴染むか馴染まないかという問題点もありますが、この点でも透明性確保という点でも予定価格の事前公表や、或いは、公募においても入札時においても限定付の地元業者が参加できるような、公募型の入札という形ですべきではないかと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 病院事務長答弁。

病院事務長（三好稔君） 12番米澤委員のご質問にお答えしたいと思います。まず1点目、備品の購入に関しての業者の指名のあり方についてのご質問がありますが、現行におきまして一定の予算を持ちまして、より効率的に、効果的にといったことから考えまして、町内の業者、更には町外の業者といったことで、過去の実績ということから業者を選定致しております。その入札の結果につきましては、ただいま委員からのお話のあったとおり町外の業者が安い価格を持って落札をしたという状況でございます。委員のご意見にあります、町内業者優先しての競争入札というようなことですが、限られた予算の中でより効率的に効果的にと状況の中で考えますと、競争原理を働かせていただければならないといったことが基本と考えております。そうかといって、町の業者が落札できないという状況も実態としてございます。このことにつきましては、入札における大きな課題と私も思っておりますので、ご意見といったことで受け止めさせていただきたいと思っております。さらに、予定価格の事前公表の件につきましても、町においても公共工事等において一部そのようなことも執り行っておりまして、ただ物品等の関係につきましても、前段で申し上げました取扱に照らして、備品等についてもどうなのかといったことの検討の必要性はあるものと思っております。そんなことから、課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

委員長（久保田英市君） 12番米澤委員。

12番（米澤義英君） 検討するという答弁であります。いま事務局長がおっしゃった様に多くは地元の業者が参加したとしても、価格競争に負けるという状況になっています。たしかに、競争原理という点で

は、ある程度安くするという点では良いのかもしれませんが。しかし一方で、競争原理の中でやはりそこに加われないという状況もありますから、是非この点を十分に検討していただきたいと思っております。もう一度その点を確認しておきたいと考えています。さらにお伺いしたいのは、薬の購入にあたりまして厚生省等においても、後発薬品の購入を地方においても行うべきだと、薬価が高いという状況の中で、かなり地方自治体においても改善の動きが出るという状況になってきております。上富良野町においては、この13年度において後発品の購入に当たっての検討がなされた経緯が有るのかどうか。仮に3%、5%安く買えたとしたら、その分300万とか、500万とかいう形の中で、一定の薬品の購入における費用も減額できる要素もあります。聞きましたら、効能についても新薬とまったくといって変わらないという状況であり、こういうことを踏まえて現状で使った経緯が有るのか、もし使った、検討した経緯が無ければ、今後こういうものに対して検討する用意が有るのかどうか、この点お伺いいたします。

さらに細かい話ではありますが、医師住宅のアンテナ修繕においてのテレビのアンテナやBS等のアンテナ設置が公費でなされていると、一般家庭でしたらこういったものについては、実費でやられているわけですから、少しでも経費の負担を求めるのであれば、こういう小さなところから見直しの改善の気運が有ってしかるべきだと思いますが、この点についてもあらためて見解等についてお伺いいたします。

さらに、病院運営にかかわって、耳にはさんだことが有りますので13年度の決算と併せて伺いたいのは、手を折って病院へ行ったら、診察してもらったら、3週間か2週間入院する予定ですよということできちっと証明ももらったと。ところが、1日入院して次の日です。医師が来てもう入院しなくて良いと言われたと。慌てて身支度をして、帰る用意をしたと。そこで怒っていたのは、何で2週間の入院が1日で終わってしまうのかと。まして帰るときにおいても、薬の看護師や医師の説明や対応の仕方が悪かったと。これを、おかしいんじゃないかという話が、今、出ています。この間の、病院の改善委員会においても、住民と、信頼できる病院づくりと言う事で言われていますから、そういう意味では、この方は、不信感を覚えたということの話であります。そういう実態が、事務局長も聞いておられると思いますが、有ったのかどうか。もしも、そういうことが有ればですね、速やかにそういう問題に対する、医師に対する指導をきちっとチェックする、或いは看護師等においてもきちっと促すというような、体をとって、一人でも患者さんが多く来てもらえるような、そういうような運営を行うべきではなかったのかというふうに思いますが、こういう実

態等については、事務長は知っておられるのかどうか、この点についてもお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 病院事務長、答弁。

病院事務長（三好稔君） まず、1点目の備品等の購入に関しての取り組み、手法でございますが、先程委員からご意見のあったことについても、十分認識をした中において検討させていただきたいと思っております。医薬品の、後発品の導入の検討をしたかと言ったことでございますが、これにつきましては厚生省のほうから云々と言う話もありました。確かに、国において後発品を推奨しておるといいう状況でございます。そういった取扱の中においても、調剤に係わる点数の加点といった事も配慮されておる実態にあります。こんな中でうちの病院と致しまして、既に後発品についても若干ですが使用している実態でございます。ただどの程度かといったことの数字的に申し上げられませんが、後発品の採用もしておるといいう状況でございます。これにつきましては、薬価基準に載せられて、一年に達していない、といった後発品ということで、そんなことからドクターにおきまして、この後発品のいわゆる、医師からみて信頼度等々といった事も有ると、一般的に言われております。そんなことから、多くを後発品に委ねるといいう状況にはありませんが、ただ薬価についても安い、診療報酬の差も有るわけで、できう限り、こういう後発品の使用もひとつのなかと言うことで考えております。このことについては、院内において薬剤師、また薬剤師とドクターとの間においての意見交換の中で進めなきゃならないものと思っております。3点目の、医師住宅等に係わる装備品の公費負担の関係でございますけれども、ご意見にありましたアンテナ等そういったものにつきましては、基本的にドクターが入れ替わることによって、取ったりはずしたりという事にならないなといったことで、公の住宅として最低限なところは公費負担で負担をしなければならぬというものの考えで整備をしたところでございます。4点目の病院運営についての、患者さんにいわゆる不信感、不安感を与えたことにつきましては、即、現場看護師長から私にその状況について報告を受け、事務長としてもその内容を承知いたしているところでございます。内容につきましては、入院して頂いて次の日に退院して頂いたといった事でございますが、そういった事になったことにつきましては、当時病床70床埋まっておりました。80床のうち、70床埋まっておったということで、そんなことで医師の判断で自宅においてある程度加療していただける人について、退院をして頂いたといったことで、その方が今回ご意見のあった患者さんになるわけでございます。ただ、患者さんから病院に対して不信感、不快感というのは有ったという話も報告受けていますし、私も聞いております。その中には、医師の対応、看護

師の対応といったものも指摘されておりますが、特に接遇等において回避できるものは当然に回避しなきゃいけないものだと思っております。今後につきましても、患者に同様の不信感、不快感を与えないようなことで努めてまいりたいと考えております。

委員長（久保田英市君） 12番米澤委員。

12番（米澤義英君） 患者さんとの対応ですが、この時点でそうであれば、きちっと細かい説明をですね、本来すべきであったのではないかと。そういう説明もなくして、次の患者さんがいますから退院してくださいという事ですから、何がなんだか本人、当事者にしてはわからないというのが実態なんです。そういうことが、この医師は他にもですね、こういう事例が有って性格なのかもしれませんが、つけんどんで、一方通行方の話しかできないという状況の中で、こういう話というのが広がるのが早いんです。良いのは広がらないけれども、悪い話というのは直ぐ広がって、という状況です。こういう実態を避けるためにも、きちちりと医師であっても、手術が上手いのか、うまくないのかわかりませんが、しかし患者さんは、自分が少しでも改善、やっぱり体を良くしたいと思ってきているわけですから、そういったところでですね、もう直らないような言い方をしたりだとか、一方的な言い方をするとするのは、相手に対して本当に失礼であるのと同時に、患者さんの心を傷つけてしまうという問題が有るわけです。そういった意味では、経営上本当にマイナス面が多大であります。こういった意味で、こういう問題に対しては、徹底した、医師であろうとも経営に参加しているんだという立場から、きちちり指導すべきだと思いますが、この点についてももう一度確認したいと思えます。次に薬品の問題ですが、十分検討するという事の話かと思えます。どの位使われているのか分からないという事でありまして。信頼度の上から言えば、全面的に頼るといいうことはできないということでありまして、国の方から認定された薬ですから、信頼度で言えば全面的に信頼して良いと、半分信頼して良いとそういう性質の物でないのですから、この前提をきちちり押さえて、購入する時点において何が問題なのか、どのくらいの、薬価の単価が購入した場合下がるのかということも十分試算しておいて頂きたいというふうに思いますし、この点についても合わせて町長は、どのようにお考えなのか併せて医師の患者に対する対応の問題と薬の後発品の導入に対するこの2つの点についてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 病院事務長、答弁。

病院事務長（三好稔君） 職員、医師も含めて患者に対する接遇等の関係でございますが、これにつきましても、院内全体におきましては患者にいたわりといった心を持って接しなきゃならないといったような事で接しておるところでございますが、只今言われました

ようなご意見も現実の問題と受け止めております。また、院内におきましてこういった事について、知らしめ、また意見交換等も致すことで対処して参りたいと考えております。後発品の導入に関して、従来型の薬品より単価が安いといったようなことで、実際の程度後発品を導入できるかといった事になるかと思えます。多くは、実績等、ドクターから見ても安心して患者に投与できる物が主体になるかと思えます。委員のご意見も、現場、薬剤師長、ドクターにこの旨をお話をし、また検討をしていただくようなことで、事務長として努めてまいりたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 16番 清水委員。

16番（清水茂雄君） 先程頂いた資料の中で、光熱水費の購入費ですかね、プロパンガスの購入についてちょっと疑問に感じますので、ご質問させていただきます。平成4年10月1日から14年の9月30日まで、5年間590円という1キロリットルあたり単価だったんですが、本年の10月1日以降、40%前後220円から240円の値下げということで、非常に、價格的にあまりにも落差が大きいので疑問に感じのですが、これに至った根拠はいったいどういうことなのか、その辺をお聞きしたいことと。白銀荘の到着値は、1キロリッター当たり100円増しとなっていますが、これは10月1日以降も同じ価格で100円増しということなのか、その点、2点についてお聞きしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 清水委員の2点の質問にお答えいたします。まず、1点目の光熱水費の中のプロパンガスの単価契約の関係ですが、この関係につきましては、他の石油系燃料につきましてもそうではありますが、一般の方よりも高値で商いをされているのではないかということで、町への対応の意見を頂戴していた経過がございます。私どもでも、地域内の単価の状況を若干、情報収集しまして、聞き及んでいる中では、300円台の契約がなされている実態もございまして、そのことを踏まえまして、いま4業者の方との契約をさせていただきますが、価格の改定についてのお話をさせていただきます、一応そのような状況を踏まえまして新たに見積書を徴したところでございます。その結果、今日お配りした資料の単価契約の結果になっているということで、経過等についてはご理解いただきたいと思います。委員がおっしゃるような40%程度、一気に下がったということにつきましては、業者の方々からいろいろとご意見をいただいているところでございます。これらにつきましては、町の方での価格の交渉につきまして、若干十分でないことから結果としましては、高値で現在に至っている経過を我々としましても厳しく反省をして対処致しました結果でございますのでご理解いただきたいと思います。

す。それともう一点、白銀荘の関係につきましては、料金関係でございますが、御案内のとおり、もともとは町が直接的に施設の管理運営をしていたところでございますが、新施設になりまして条例を持ちまして上富良野振興公社にその全部を委託していることから、受託者においてその単価の決定をお願いしているところであります。しかしながら御案内のとおり、あの施設については、あの劣悪な条件下に有りますので価格の割増等については、従前のことを踏襲されているのではないかと認識しているところであります。詳細につきましては、私の方で直接町の方で契約していないことから、詳細については十分把握できてない面はありますが、考え方としましてはそのようなことで現在に至っているということに認識を致しているところであります。以上です。

委員長（久保田英市君） 16番 清水委員。

16番（清水茂雄君） どうもご説明が今一納得出来ないのですが、40%値下げということによってこのようなことで業者は採算が合うのかな、それであれば今までは何だったのかなという疑問を持たざるを得ないんですが、今後、安いに越したことはないのでありますから350円から370円の間ですか、こういう価格でいけるのかどうなのか、その辺になんか有るような気がして不安を感じるんですが、なんか根拠が有るのではないかと。はっきり値下げになった根拠を知りたいんですね。その辺もう一度。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 清水委員のご質問にお答えしますが、根拠につきましては、その類につきましては需要と供給関係で価格が形成されてございますし、私の町としましても一定量の供給を受けるような状況を背景としましてですね、価格の交渉につきましては、従前より厳しく対応をしていくことがいま求められていると思いますので、そのような考え方で今後も進めたいと思います。プロパンガスにつきましては、そういう考え方の基にこの10月から改定すべく、それ以前に着手してございますので、このようなことで業者と契約していることにつきましては、従前までの価格設定が結果としてはなんだったのかということも、ある意味では理解できないわけではございませんが、いずれにしましても、一般の市況に合せられたものであるというふうに私どもは認識いたしているところであります。これらにつきましてもそれぞれ、生産国の状況に応じまして原料の価格水準に当然変動がございますことから、いまの現行単価につきましても3月の末をもって期限を切るということでございますので、年度末に向けまして単価契約の更改をすることになるというふうに思います。そのようなことから、その時点その時点での在りようが単価に反映されるものと認識しているところであります。以上であります。

委員長(久保田英市君) 他にございませんか。
15番村上和子委員。

15番(村上和子君) 18頁の給食材料費でございますが、その中で、冷凍食品の食材はなるべく減らしていただきたいと考えるんですけども、昨年と比べてどのような傾向になっているのでしょうか。これ北給販と言うのでしょうか。そこで月96,825円購入されているのですが。出来ましたら、地元の野菜等の食材を利用させていただきたいと思うんですけども、昨年と比べましたらどういう傾向なののでしょうか。依然として、この冷凍食品が食材として患者さんに使われているようございますけども、伺いたいと思います。

委員長(久保田英市君) 病院事務長答弁。

病院事務長(三好稔君) 村上委員の給食材料調達の関係でございますが、基本的にはより多くのものを町内の業者でということと基本的な考えでございます。ただ生鮮食品、町内でといった時に単価が高くなるといった実態がございます。そしてさらに、給食材料費、一食当たりの一定の価格というようなことからいったことからして、使いたいのだけ多くを使えないといった状況がありまして、それをカバーするのが冷凍食品とがなっているといった実態でございます。前年と比べてどうなのかといった部分につきましては、大きな変化は無いという状況でございます。給食材料全般について、町においてほしい54%、55%というのが町内における給食材料の調達の状況ということになっております。そんなことで、冷凍食品も一定価格の単価に押さえないとかならないといった状況の中においては、これも止むを得ない措置と考えてございます。そんなことでご理解いただきたいと思っております。

委員長(久保田英市君) 15番村上和子委員。

15番(村上和子君) 今、傾向的にどうですかとお伺いしたんですけど、あまり変わりが無いという、事務長のお話ですけども、患者さんの食材につきましてはね、やっぱり出来るだけ冷凍食品は減らすような傾向で良く吟味していただきたいと思うんです。それと、流動食、モロオさんこれ流動食かと思うんですけど86,950円1ヶ月、2社で20万円、16%くらい占めているんですね。ですから、患者さんが年々流動食を必要とする人が増えて、冷凍食品も依然として、どうなのかというところを、そこを検討していただきたいと思ひまして申し上げているんですけど。地元業者も7社ですか、町外が8社いろいろ努力されて地元業者を利用されていると思うんですけどもね。ですけども、流動食と冷凍食品が占める割合がですね、非常に多いですので出来るだけ冷凍食品でないものを、活きの良い地元の食材を何とか購入して、どうなのかということ。それと、流動食を必要とする人が増えてきている状態でしたら、いくら地元業者を使ってくれといひましても、そういうのが地元にあります

るので、流動食を作っている所だとか、冷凍食品という所がありませんから、それを使ってくださいと申し上げても、患者さんそのものの状況というんですか、依然として流動食を与えなさいいけない、冷凍食品も利用してやっていかなさいいけないということになると、回復度といひますか。そういうものをどんどん使うということになりますと、これが減らすことができないということになりましたら、やっぱり、いくら地元の食材を使つてといひましても、そういうの作っておりませんのでね、流動食なんかも作っておりませんから、そっちのほうでどんどん割合を占めていくって事になると思ひますので、患者さんの流動食を摂らなさいならない人は増えていひますか。お尋ねしたいと思ひます。

委員長(久保田英市君) 病院事務長。

病院事務長(三好稔君) 村上委員の質問にお答えしたいと思ひます。患者の状況というのは、療養、介護の病床の利用状況からいってもそういう患者さんが多くなってきているという実態でございます。出来る限り、生鮮食品の活用でございますが病院の給食もいわゆる治療食でございますので可能な限り、地元の新鮮なものというようなことはその通りだと思ひております。可能な限り、生鮮食品の活用をしまひたいと思ひております。以上です。

委員長(久保田英市君) ほかにございませんか。

なければこれをもって、病院事業会計の質疑を終了したいと思ひますがよろしいですか。それでは、病院事業会計の質疑を終了いたします。

次に水道事業会計全般の質疑を行います。

水道事業会計の全般質疑応答

委員長(久保田英市君) 質疑が有ればお受けいたします。

(「なし」の声あり)

なければ、これをもって、水道事業会計の質疑を終了いたします。よろしいですか。水道事業会計の質疑を終了いたします。

分科会審査報告の取りまとめ

委員長(久保田英市君) これより分科会審査報告のとりまとめを行います。分科会ごとに審査報告を検討し、取りまとめのうえ、委員長まで提出願ひます。

事務局長(北川雅一君) 分科会審査報告の取りまとめ会場につきまして、ご説明いたします。第1分科会は第2・第3会議室、第2分科会は議員控室と致したいと存じます。よろしくお願ひ致します。以上です。

委員長(久保田英市君) 休憩いたします。

13時46分休憩
14時40分再開

分科会審査報告に対する全体での意見調整

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより分科会審査報告と委員相互の意見調整を行ないます。はじめに、第1分科会の審査結果の報告を願います。

第1分科長 笹木光広君。

第1分科長（笹木光広君） 委員長4番。全般質疑応答につきましては、水道事業会計については有りませんでした。分科会におきまして、いろいろ審議をした結果、何もなしということにはならないのではないかと、項目につきましては、収納金の取扱についてということをも1点、意見と致しまして水道使用料の収納については、より一層の努力を払うとともに、不誠実な未納者に対しては給水停止等も含めた断固たる態度で望まれないの1点でございます。

委員長（久保田英市君） 次に、第2分科会の審査結果の報告を願います。

第2分科長 清水茂雄君。

第2分科長（清水茂雄君） 企業会計決算特別委員会の第2分科会の審査報告を朗読をもって報告に替えさせていただきます。本分科会が担当した決算について、次の通り結果を報告いたします。1点は、接遇について、患者及び利用者への一層の信頼向上に努められたい。2点目と致しまして、薬品購入について、後発薬品の使用を検討されたい。3点目に購入先等について、地元食材及び地元業者の利用を促進されたい。4点目として未収金について、患者一部負担金の未収、特に長期未収金に対しては、さらなる収納督促に最大の努力を払われたい。以上4点でございます。

委員長（久保田英市君） ただいまの審査結果報告について、一括して意見調整をおこないます。ご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

なしとのことですので、以上で、審査結果報告の意見調整を終わります。休憩いたします。

事務局長（北川雅一君） 成案整理及び理事者への報告の時間をいただきたいと思います。終了後、再開致したいと思います。いま、14時43分でございますので、15時といたしたいと思います。その間、お待ちいただきたいと思います。以上でございます。

14時43分休憩
15時 1分再開

理事者の所信

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。理事者より所信表明の申し出がございませんので発言を許します。

町長 尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 特別委員の皆様方には、早朝から企業会計の決算審査を賜りまして誠にご苦労様でございます。先程、審査意見をご提出いただきました。病院事業会計におきましては4点の審査意見書であります。どの項目ともにごもつともご指摘であるというふうに認識いたしている所でありまして、特に病院経営につきましては赤字経営の慢性的な状況から脱却をして健全経営に向かおうと、今努力をしている最中でございます。1点目の接遇につきましては、ご指摘賜りましたことはもちろんのこと私どももこの問題につきましては、十二分に配慮しながら対処しなければならぬと思っておりますし、私自身もそういったご意見をお伺いいたしておりますので早急に対処するという考え方でありますが、今の状況下におきまして病院長の対応も含めて指導しお願いを申し上げながら対処し、新年度に向かっては新たな感覚の中で新たな方向で、新たに迎え入れます院長を中心として病院経営の抜本改革に取り組んでまいりたいと思っております。また、病院並びに水道事業会計ともに未収金が高騰してきているわけでありまして、この未収金の回収につきましては、ご指摘のとおり私どもも特段の対応を図りながら回収に精力を注ぎつつ、未収金額の減少に向かって職員一丸となって努力してまいりたいというふうに思っているところでありますのでよろしくご理解を賜りまして、企業会計、病院事業会計並びに水道事業会計の両決算につきまして特段のご理解を賜りまして、決算認定を賜りますことをお願い申し上げます。大変よろしくお願い致します。

討 論

委員長（久保田英市君） お諮りいたします。ただいまの理事者の所信により、今後の執行上において十分その意見を尊重し、最善の努力を致したいとの確認が得られましたので討論を省略し、採決致したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって、討論を省略し、起立により採決いたします。

採 決

委員長（久保田英市君） 「議案第8号 平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件」は、意見を付し原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

(起立者多数)

委員長(久保田英市君) 起立多数であります。よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

お諮り致します。企業会計決算審査報告の内容については、委員長及び副委員長並びに各分科長にご一任願いたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

審査報告の内容一任

委員長(久保田英市君) ご異議なしと認めます。よって、企業会計決算審査報告の内容については、委員長及び副委員長並びに各分科長に一任されました。以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は、全て終了いたしました。

委員長挨拶

委員長(久保田英市君) 閉会にあたって、一言ご挨拶申し上げます。本日の企業会計決算特別委員会にあたり、委員の皆様には早朝より慎重に且つ精力的に審査をなされまして、ただ今意見を付し認定されましたが、委員の皆様のご苦勞に対し心から敬意を表する次第でございます。執行機関においては、行政の執行にあたり委員会の論議、意見を今後十分に反映されますよう、私からも要望する次第でございます。委員長の私に寄せられました各位のご協力、ご支援に心からお礼を申し上げ、言葉足りませんが閉会のご挨拶と致します。大変ご苦勞様でございました。

閉 会

委員長(久保田英市君) これをもって、企業会計決算特別委員会を閉会いたします。

15時8分 閉会

目 次

平成 1 4 年 1 1 月 7 日 (木)

○ 議長挨拶	1
○ 町長挨拶	1
○ 正副委員長の選出	1
○ 委員長挨拶	1
○ 開 会	1
○ 議事日程等	1
傍聴人の取り扱い	2
○ 議 事	2
・書類審査(分科会審査)	2

各会計歳入歳出決算特別委員会会議録
(1日目)

1 日時 平成14年11月 7日(木)
9時00分 開会
(出席18名)

2 場所 議事堂、
書類審査は第2・第3会議室

事務局長(北川雅一君) おはようございます、各会計歳入歳出決算特別委員会にあたり議長、町長からご挨拶を頂くところでありますが、企業会計決算特別委員会の開催の折にいただいておりますので、日程を進めさせていただきます。

議長挨拶 挨拶省略
町長挨拶 挨拶省略

正・副委員長の選出

事務局長(北川雅一君) 正・副委員長の選出でございますが、平成14年第3回定例会で議長及び議員から選出された監査委員を除く18名をもって決算特別委員会を構成しておりますので、正・副委員長選出につきましては、議長からお諮り願いたいと思います。

議長(平田喜臣君) それでは、正・副委員長の選出についてお諮りを致したいと思います。当議会の先例3-(5)によりまして委員長に副議長、副委員長に総務常任委員長ということになっております。これにて、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(平田喜臣君) ご異議なしと認めます。よって、各会計歳入歳出決算特別委員会の委員長には、久保田英市君、副委員長には中川一男君に決しました。

事務局長(北川雅一君) 久保田委員長は、委員長席の方へ着席願います。

(委員長着席、議長はオブザーバー席へ移動)

事務局長(北川雅一君) 委員長からご挨拶をいただきます。

委員長挨拶

委員長(久保田英市君) おはようございます。ご出席、大変ご苦勞様でございます。昨日の企業会

計決算特別委員会に引き続きまして、各会計歳入歳出決算特別委員会の委員長にご推挙をいただきましたが、委員の皆様方をはじめ執行機関に方々の温かいご協力を賜りながら誠心誠意努めて参る所存でございますので、よろしくお願いを申し上げ一言ではございますが就任にあたってのご挨拶と致します。

開 会

委員長(久保田英市君) ただいまの出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、これより各会計歳入歳出決算特別委員会を開会致します。ただちに本日の会議を開きます。本委員会の議事日程等について、事務局長から説明させます。事務局長。

議事日程等

事務局長(北川雅一君) ご説明申し上げます。本特別委員会の案件は、平成14年第3回定例会において付託されました「議案第7号平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」1件であります。本特別委員会の議事日程につきましては、本日配布いたしましたとおりとし、会期は本日と明日の11月8日の2日間といたしたいと存じます。本日は、これより会場を第2第3会議室に移し、各常任委員会単位による分担書類審査を午後2時までを行い、その後全体委員による分担外書類審査を午後5時まで行ないたいと存じます。なお、各分科会ごとに分科長を選任願います。明日8日は、引き続き全体委員による分担外書類審査を午前10時まで行ない、その後議事堂に移動し、各会計ごとの質疑を行なった後、各分科会による審査報告意見の取りまとめをいただき、引き続き、審査報告意見に対する全体での意見調整を経て、表決という順序で進めて参りたいと存じます。なお、分科会の構成と分担につきましては、すでにお配りいたしました議事日程表のとおり、第1分科会は産業建設常任委員会、第2分科会は総務常任委員会、第3分科会は教育民生常任委員会であります。以上であります。よろしくお願い申し上げます。

委員長(久保田英市君) お諮りいたします。本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりと致したいと存じます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(久保田英市君) ご異議なしと認めます。よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明のとおり決しました。

傍聴人の取り扱い

委員長(久保田英市君) お諮りいたします。本委員会は公開とし、傍聴人の取扱は委員長の許可といたしたいと存じます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(久保田英市君) ご異議なしと認めます。よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取扱は委員長の許可とすることに決しました。

議 事

委員長(久保田英市君) これより本委員会に付託されました「議案第7号平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」を議題といたします。本件は、先に説明が終了しておりますので、ただちに分科会を開会し、各分科長を選任の上、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。なお、念のために申し上げます。書類閲覧により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があるかと存じます。これについては、外部に漏らすことのないようにご注意願いたいと存じます。また、資料は、特別委員会としての審査のための資料であり、要求委員個人のみでなく全委員に配布することになりますので、審査にあたって所定の書類以外に必要な資料等がございましたら、分科会で協議の上、分科長から別紙「各会計歳入歳出決算決算審査資料要求書」に必要事項を記入の上、委員長に申し出願います。只今から、会場を第2・第3会議室に移します。

事務局長(北川雅一君) 各委員の方は、第2・第3会議室の方へ移動願いたいと思います。
(9時10分 第2・第3会議室へ会場を移動)

書類審査(分科会審査)

委員長(久保田英市君) ただいまより分科会審査をはじめます。ただちに分科長の選任をお願いいたします。

委員長(久保田英市君) 各分科長選任の報告を求めます。第1分科会。

(第1分科会から石川洋次君と報告あり。)

第2分科会。

(第2分科会から清水茂雄君と報告あり。)

第3分科会。

(第3分科会から西村昭教君と報告あり。)

委員長(久保田英市君) 各分科長につきましては、ただいま報告のとおり選任されました。

それでは、審査を開始してください。

委員長(久保田英市君) 13時まで昼食休憩いたします。

12時00分休憩

13時00分再開

委員長(久保田英市君) 休憩前に引き続き会議を開きます。分科会審査を続けます。

全体による分担外書類審査 (14時から)

委員長(久保田英市君) これより全体による書類審査を行ないます。分担外の書類についても閲覧し、意見については所管分科長に申し出願います。

委員長(久保田英市君) 暫時休憩いたします。

13時55分休憩

14時10分再開

委員長(久保田英市君) 本日はこれにて散会いたします。なお、明日の会議は、各会計ごとの全般質疑を会場を議事堂に移して行います。

16時55分散会

目 次

平成14年11月8日(金)

○議 事	1
・ 全体による分担外書類審査	1
・ 各会計ごとの全般質疑応答	13
・ 分科会審査報告の取りまとめ	13
・ 分科会審査報告に対する全体での意見調整	14
・ 成案調整	14
・ 理事者の所信	15
・ 討 論	15
・ 採 決	15
・ 審査報告の内容一任	
○委員長挨拶	15
○閉 会	15

各会計歳入歳出決算特別委員会会議録
(2日目)

- 1 日時 平成14年11月8日(金)
9時00分 開会
(出席18名)
- 2 場所 書類審査は第2・第3会議室
質疑、表決等は議事堂

開 会

全体による分担任外書類審査

委員長(久保田英市君) おはようございます。昨日に引き続き、ご出席ご苦勞に存じます。ただいまの出席委員は16名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会第2日目を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。「議案第7号平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」の議事を継続いたします。はじめに、一般会計全般の質疑を行ないます。発言のある場合は、挙手のうえ議席番号を告げ、委員長の許可を得てから、起立して発言してください。また、発言するときは、ページ数を申し出てください。それから、委員長からお願いがございますが、時間の関係もございまして、先の委員の質問と重複するようなことのないよう質問をして頂きたいと思っております。それでは、質疑に入らせていただきます。その前に、発言を許します。総務課長。

総務課長(田浦孝道君) おはようございます。各会計歳入歳出決算書の226ページをお開き願いたいと思っております。この226ページには、公債費の未償還額調書が付いているわけですが、このページから233ページにわたりまして調書を付けているわけですが、内容としましては、一般会計におけます平成13年度末現在の起債の目的ごとに、その未償還額を明らかにするための調書となっておりますが、平成13年度末までに償還を完了したものの、48件がこの調書に含んでございます。それと表頭、年度の欄及び償還期間の欄に記載してございます数字につきまして、表現としては元号となっております。具体的には、数字で申し上げますと50から63までにつきましては、昭和でお読み取りを頂きたいと思っております。元という表現から38までの数字につきましては、平成とお読み取りを願いたいと思っております。今後、この調書の調整につきましては、十分わかりやすく意を注いで参りたいと思っておりますので、よろしくお読み上げたいと思っております。以上でございます。

委員長(久保田英市君) それではこれより質疑をお受けしたいと思います。3番福塚委員。

3番(福塚賢一君) 2点ばかり、お伺いをしたいと考えておりますのでよろしくお読みします。一つは、75頁の19節、商業振興事業補助についてであります。本件に係る条例第4条によれば、1つ個性化支援事業としてア店舗内に休憩所、来客用トイレを設置すること、イとしてロードヒーティング、融雪槽を設置すること、ウとして新分野、業種転換によって新商品又は新たなサー

ビスを提供するものと規定されております。2として商店街共同事業支援事業、3として空き店舗活用支援事業に限定されておることは、御案内の通りであるかと思っております。そこで、頂戴いたしました資料に基づいて質問させていただきます。交付番号1については極めて奇事な事業で、高く評価しなければならないと及ばずながら思っているところであります。つきましては、今後につきましても引き続きこのような奇事な行為が、実行されることが期待して良いのかどうか、まずお伺いしたいと思います。というのは、自己負担が2分の1あるわけですから善意のこの心というものは、極めて大切に考えていかなければならないと思っている所でございます。比較してみると、日の出山の花壇との関連においては、問題は今後生じない方という憂慮をしているわけですが、その点についても出来ればご答弁を賜りたいと思っております。また、条例の中では花の街並み景観モデルという文言はぜんぜん表現されていないのでありますが、冠を付けてですね、条例どおり共同事業支援で良いのではないかとありますが、なぜ花の町という冠を付けたのか、であれば条例にその文言をおり込むべきではなかったのか、この点もお尋ねしたいと思います。また交付番号3、来客用のトイレが設置されていないということは、極めて残念に考えるところであります。玄関の入口につきましては、大変失礼ですけどもお見受けしたところドア1枚、ウィンドウ日除けをですね、降ろしてですね、極めて閉鎖的で気軽に入れる状況にはなっていない、この点を思うときにですね、農繁期ですね、里仁、草分、江幌、静修の年寄りがですね、病院に行くために朝1番のバスに乗って来て、帰りのバスは午後2時なんですよ。いままで農協、なじみの職員も居られた。農協スーパーもあったということで、時間つぶしも出来たわけですけども農協が合併したことによって、古い職員は退職され時間潰しには支所には足遠くなったと、敷居が高くなったと。また、店舗も遠くなったということで、極めて、待合、来客用トイレというところに期待したわけですけども、該当事業に対してはそれらの配慮に対しては、顕著に表れてきていないのは実体でないかと思っております。税金で支援されたのですから、行政に対するですね。該当者は、補助の理解をですね、されることがですね、今後十分理解されていられる事をですね期待もしたいし、行政指導をですね期待したいと思います。総体的に補助対象経費を決定するにあたり、見積もりの額をもって補助対象額の決定をしておられるような内容で経過しておりますが、見積書をもってですねチェックした比較表、検定時のその書類が存在していないことは、極めて遺憾に感じ取っている所でございます。見積書と施工後のですね、実績書がないんですね。事実確認をどのようにしてですねされたのですかね、その辺の所をお尋ねしたいと思います。また、交付番号3については、建築会社の見積りだけで事業費を決定されておりますが、少なくとも建築業者の中にはいろいろな資格者が常駐しておると思っておりますが、インテリア関係についてはですね、やはり、自店がインテリアであれば、少なくともそこに技術者が居れば建築屋さんの見積りに頼って2分の1払うという書類で整備さ

れておりますけども、その辺が極めて希薄であると。自力で内装が出来るものが、建築業者の見積りで2分の1を補助しているということは、その辺の信憑性が拝見した書類では確認できないわけですよ、その点のお尋ねしたいと思います。どのようにして、チェック確認をとったのか、検定をされたのか、その点お伺いしたいと思います。1点目の最後になりますが、これらについては少なくとも町民からの税金で、オーバーな表現ですけども、町長のビック政策としてやられた訳ですから、少なくとも今次1年経過した中であっても、広く町民にその経過内容が知らしめ周知している配慮が足りないと言わせて頂きたいと思うんですよ。一つの方法としてはですね、これら事業に対しては広く町民に評価をしてもらうという観点から、少なくとも町の広報で広く町民に周知徹底する、配慮があっても宜しかったのではないかと及ばずながら、かように考えている点に対してご答弁を賜りたいと思います。2点目は、次の機会にまわさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長(久保田英市君) 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 福塚委員のご質問にお答えさせていただきます。1点目の第4条に係わります点でございます。事業タイトルが、補助金の名前と違っていると、補助金の名前に合わせてはどうかというご質問だったかと思っております。たまたま、この事業取り組みました商工会の部長さんの発案と申しますが、町づくりのタイトルにもあります花のまちといったような観点から、このような名前を付して事業申請をされてきております。私どもとしましては、事業名と補助メニューの名前が必ずしも一致しなければならないということとはとっておらないことでありまして、事業者が付した事業名で補助の申請を受け付けておりまして、区分的にはこれは個性化、共同化というような区分をして決裁を取っておるところであります。また、2点目の事業、店舗の改装にあたって、融雪槽とか、店内の待合は有るんだけれども、外の庇の部分の町民に対するサービスが欠けているのではないかとといったことのご指摘がございました。確かに貴重な財源を頂きましての事業でございますので、ちょっとした配慮でそういったことが行われるということでございますので、今後の事業の指導にあたりましては、そういったことも念頭におきまして事業者に指導してまいりたいというふうに考えている所でございます。次に、事業の検定等にかかわるご質問でございました。確かに、見積り比較等、実績にあたりましては施工業者から上がってまいりました、単価部掛り等表を持ってですね、うちの担当の建築係をもちまして内容の単価、材の確認を致しまして、現場においてそれらの照合を行いまして、間違いなくそれらの使用量の把握を致しております。また、検定にあたりましては施工主はもとより大工、商工会、それから我々と技術担当の者を現場で同時に立ち合せまして、いろいろと質問等も行いまして現場の検定をしております。実績書的なもの、要するに工事完了等の写真等々の物をつけまして実績ということで決裁を受け、補助金の交付を致しておるところであります。また、インテリア関係等々におきまして

の本業と致しておる者が、自分の店の改築にあたりましての単価はどうかということにつきましても、適正な単価であると認めておる所であります。最後でございますけども、これらの事業が貴重な税財源を持って行われることの鑑みまして、町民に対しまして今年度はこれこれの事業でこういった方々が、こういったものやっていますよといったPRにつきましましてはご指摘のとおり、そういったことが必要だと思いますので、今後にあたりましては機会をみて周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っている所でございます。以上でございます。

委員長(久保田英市君) 3番福塚委員。

3番(福塚賢一君) 3番、自分の質問の仕方が悪いのかどうか、反省するところあると私は思っておりますけども、少なくとも質問している過程においてはですね、尋ねている、クエッションのついている部分が有るわけですから、少なくともメモってですね、再質問に立つことのないようにですねご配慮を賜りたいということをお願いしたいと思います。誠に残念に思います。ついては質問します。私が聞いているのは、共同事業の66万6千円を補助している事に対しては130万円かかって66万6千円地域の方のご負担あるわけですよ。極めて奇特定な行為なんですよ。これが今後引き続き、あの状態を見るとときに継続していかれるような話し合いになっているんですかと。なっていくにあたっては、及ばずながら日の出山の花壇との比較はどうなるんですかと。何も心配する必要はないと、この一言で私は質問する必要はなかったのではないかと言わせて頂きたいと思います。それから問題は建築屋さんの関係で見積もり出てきて、比較表、書類見せていただいた限りではできないんですよ。少なくとも、店がインテリアさん内装関係であれば、自分でやるんでないですか。建築屋さんのインテリア関係の資格持った人が来てやったんですか。その辺、聞いてるんですよ。答弁願います。

委員長(久保田英市君) 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 失礼致しました、日の出山についての答弁が漏れておりました。街並み景観モデルで実施しました、その会の考え方でございますけども、この会につきましては商工会の部会の活動として取り組んでおるわけでございます。ご承知のとおり、本年度もこの景観モデル事業ということですでにご覧になっておると思っておりますけども、通りにフラッグ等々また花鉢などを2年目の事業として取り組んで頂いております。お聴きしている中におきまして、今後こういったことの取組みが、会員組織の意識の高揚につながるという事で、何らかの活動を継続したいといったお話を伺っております。また、日の出の花との係わりでございますけども、そういった観点でこの会におきましては、自主会員の財源を持って取組みをしたいと考えております。そのようなことで、今後も継続されて事業が進展してゆくものと期待を致しているところでございます。インテリア関係におきましての工事施工につきまして、施工につきましては本申請者がそのような事業を行っておりますので、施工はそのものにおいて施工したという風に思っております。

委員長(久保田英市君) 3番福塚委員。

3番(福塚賢一君) 3番、内装関係ですね、今の答弁によりますと自分で出来るところは自分でやった。であれば、その関係については見積書の差があるわけですよ。考え方であっても、実際面においても、260万からのお金を払ってるんですよ。補助してるんですよ。それは建築会社の見積書の30万円カットした残でやっているわけですよ。仕事は建築屋さん、やっていない、自力でやっておいて、まかなっておいて建築屋さんにお金払うということは、理解しづらいんですよ。問題提起しただけで終わりということは、いささか問題が存在することのなるのかもしれないんですけども、その辺ですね、今、答弁していただけるのであれば、答弁を期待するものの、後刻でよろしいですから、納得の良く説明をしていただければありがたいと思っております。2点目の質問をさせていただきます。238ページの付表中、総務費の時間外勤務手当がですね、例年総務費が突出してるわけですよ。行財政計画の精神に基づいて、町長の訓等を受けてですね、それぞれの管理職におかれましてですね、残業の職務内容については、吟味、内容極めていると思えますが、町長、この経費につきましては、確かに減ってきております。だけでも総務費だけは、依然として資料もらった2名3名の方がですね、多いんですよ。350時間ですよ。金額にして100万ですよ。自分は、やはり労働の対価だから金額にこだわりませんけども、自分が一番こだわりたいのは、町長。健康管理の観点なんですよ。最近、労災関係は極めて厳しくなってきた内容に有ります。命令する立場の責任のある者ですね、問われる時代でないかと思うんですよ。町長、お尋ねしますけども、スタッフ制を導入してですね、その機動的に職員を持ってですね、行政効果を高めたいと、省力化を図りたいというような事を日頃強調されてきて居るところであります。どうしてもこの職員が2・3の職員がですね、残業しなければならぬということであれば、能力的にはどうなのか、慢性的で惰性的な面はあるのではないかと。管理職のですね、命令の決裁のですね、その段階ではどうであったのか。財政難を理由にですね、道庁の職員は、今朝の新聞によりますと給料2割カットだと向う3年間、極めて厳しい世相になってきております。で、あればですね。見直しをするというような、町長に考え方有るのか無いのか、1時間当たりの金額の計算率を下げることもですね、考えていくことが一つの考え方として持てるんでないか。というふうに思われますが、町長どうでしょうか。能力的に、やはりその職員がその場所で5年も6年も経って350時間も超勤しなければならぬ。人を変えて、有能な人間と交代することも一つの方法だと思います。先程も話し聞いてもらいましたが、給料の何%ということによって時間当たり決まってるわけですから、その率を見直すところ、こういう点について町長の所見を賜って終わりたいと思います。以上です。

委員長(久保田英市君) 助役答弁。

助役(植田耕一君) 3番、福塚委員のご質問にお答え申し上げたいと思います。只今の総務課のおける時間

外で2・3の者におきまして、300時間を越えるような実態にある。そういう中で、健康面等も危惧されるんじゃないかというようなお話でございました。議員もご存知かと思えますけども、中身的にはですね、非常にこの部署につきましては集中的にどうしてもやらなくてはならないというような事から、基本的には一定の枠内で収めたいというようなことで考えてはおりますけども、どうしても総括的なことで全体を取り扱わなきゃいけないというようなことでですね。集中的にここに、ここに出てくる時期がございますので、その点個々の職員の能力というよりも業務量の関係ででてくるような状態もございます。これを、業務量が多いから職員を多く貼り付けてということではできないという、内容もご承知を頂きたいなというふうに思っております。そんなような事から全体的には、時間外の縮減という点につきましては鋭意努力をしているところでございます。また、お話ございましたとおり、給与費等の削減が今日、非常に言われているところでございます。そういう中で、この時間外手当の単価等についても下げる考えは無いのかというお話でございますが、基本的に時間外手当の積算ルールについては労働基準法の定める所の方法によってですね、出すというようなことになってございますので、そういう面は出来ませんが、全体の時間を出来るだけ健康を害さない中でですね。削減をしてゆくという方針でですね、今後とも努力をしてまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思えます。

委員長(久保田英市君) 3番福塚委員。

3番(福塚賢一君) 総体に付いては、努力をすることで評価をしなければならぬと思えますけども、勤務時間1時間当たり給料月額で割り出していると思えますけども、労働基準法で定められているかについては、私は、確認してませんが、仮にそうだとしますと、少なくとも今日の財政事情を思うときに、大変手前味噌な事を言って失礼ですけども、我々の日当、費用弁償1500円、1日500円カットして1,000円でね、議員の職務を遂行させて貰っているんですけども、大変失礼なこと申し上げたと思うんですけど、少なくとも職員が1時間やったら1000円以上になるわけですよ。2000円、3000円になってるはずですよ。それが労働基準法だ、国は地方分権の精神からして自主自立、そういうことをいわれている中で、労働基準法で決まられているから2000円、3000円1時間に対して払うということは、極めて僕はそこに問題が存在していると。総体的に努力するという事ですから、理解をなきゃならないと思っておりますが、今後鋭意、町長の側近中の側近なんだから町長の期待を損なわないよう、頑張ってくださいとかように申し上げて質問を終わります。

委員長(久保田英市君) 助役答弁。

助役(植田耕一君) 福塚委員の再質問にお答え申し上げます。いわゆる計算過程等につきましては、一つの制度化されているということで、これは国家公務員も同じでございます。それに基づいてことでやっているということでございます。その労基法の中でいわれているのは、割増賃金の在り方についての基本原則

を掲げてございます。細部については、計算ルールについては国家公務員に準じた中で取り扱っているということとございまして、その点のどこを改正しなければ、その辺のどこが出来ないと理解しております。ただ、議員がおっしゃる通りですね。時間外の1時間当たりの単価におきましては、非常に私どもと致しまして、非常に高いという状況で判断を致してございます。中でも、選挙等におきまして、町民の方が出ていただく場合に報酬制度をとってございます。それから、職員が出た場合は時間外というようなことで、それらと比較したときに非常に町民が1日出ると職員が1日出るとで大きな差があるというようなことでですね、非常に私どもといたしましても矛盾を感じているところとございますけれども、一つの制度の中でやっているところですね。その辺の制度の改正等につきましては、出来る限り改善を図りながら、その範囲でできるものについてはやっていきたいという気持ちは持っております。そういう面で、総体的に委員のご質問に有りますとおり健康管理等の中です。職員にそういう労が、重圧がかからないような形です。今後とも職員の時間外については平準化の中で考えてゆきたいというふうに思っております。そういう中におきましては、組織の体制等も含めた中で総体的に考えていかなければならない面も有ろうかと思っておりますので、その点今後努力して参りたいと思っております。

委員長(久保田英市君) 他にございますか。15番村上委員。

15番(村上和子君) 16頁歳入の1款1項町民税でございますが、未入決済額が4,402,851円、10%増えているんですけども昨年と比べまして、そして法人税のところでは1千万近く補正で減額しておりますけれども、まだ更に落ち込んでいるという状況がありまして、これは現在の経済状況が厳しいということが分かるんですけども、原因をどのように分析されておられるのか、お伺いしたいと思います。次に、44頁2款1項5目、財産管理費のところでは不用額が2割近く残っているわけなんですけれども、昨年もこのところはかなり使われていない不用額の残り方が多いんですけども、こういうことであれば補正予算額のところで見直しをした方が良かったのではないかと気がするんですけども、その点と。次は、62頁4款1項の予防費でございますが町では寝たきりを無くして、予防医学に力を入れて医療費節減にという目的で一生懸命取り組んでいらっしゃるんですけども。昨年からは、長野県から優秀な講師を招かれました60万見込んで4回にわたって、長野県は3日寝て1日でコロット死のうと言うスローガンのもとで全国でもこの予防医学において進んでいる所だそうでございますけれども、非常に力を入れて、素晴らしい講師を長野から4回にわたって招かれて研修を受けておられて何ですけども、予防費の予算総額ですね、昨年に比べまして5%カット、予算厳しいですのであらゆる分野で予算カットになっているんですけども。この329万6千円5%カットしたにもかかわらず、不用額が238万2

588円となお且つ5%残っていると、意気込みと実施、行われました内容につきまして不用が残ってしまったところ、どのようにお考えなのか。これは、予算を下げ、予算をカットして執行したわけですので、またそれが更に予防医学についてのお考えと予算の使われ方が、どうなのかなというふうに考えるんですけども、医療費の節減の効果が、どのように現れたのか、その辺もお伺いしたいと思います。それから、68頁6款農業総務費2項のところですね、農業総務費のところですけども、農業振興審議会の委員さんが8人、昨日、付属機関の状況の一覧表を頂きましたが定数は10人になっていまして、ここのところで8名ということで、出席率が70%となっているんですけども、それで9万400円ですか、不用になっておりますけれども、この農業振興審議会の委員さんにつきまして年に2回会議が行われているようですけども、これは2回とも欠席で8名で行われたということでしょうか。以上、お尋ねしたいと思います。

委員長(久保田英市君) 税務課長補佐。

税務課長補佐(多湖逸郎君) 15番村上委員のご質問にお答えいたします。1点目の、町民税の未済額が増えているという点についてでございますが、これにつきましては、近年の景気低迷ということで雇用情勢が非常に厳しくなっているというような事で、住民の方の収入が落ち込んできているというような事が要因の一つと思っております。それから法人税の関係ですけども、補正しておりますけども税収が前年と比べて落ち込んでいるということにつきましては、これも景気低迷により各種業種における収入の落ち込みが大きな要因だというふうに思っております。以上でございます。

委員長(久保田英市君) 総務課長。

総務課長(田浦孝道君) 2点目の、44頁からに掲載しています財産管理費の不用額の関係ですが、委員がおっしゃる様に最終予算額から見ますと約9%ほどの額で不用額となっているところでありますが、ここでは、本庁舎を始めとした施設の維持管理をしている科目でございまして、特に需用費におきましては200万ほどの不用額のなっておりますが、この点につきましては本庁舎の維持費、燃料等の関係がここで賄われている訳でございますが、いわゆる燃料単価の変動にもある程度耐えうることで予算を措置してございますので、結果としまして燃料の単価が大きく変動しない事でこういうことも生じるということでもあります。それと、役務費につきましても大きな額であります。これにつきましても本庁舎の電話の通信費が大きな額として不用額となっているところであります。このようなことで、多くが外部要因によりますところが多いわけではあります。今後につきましては十分精査の上、このような大きな不用額とならないような予算の計上の仕方について工夫をして参りたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

委員長(久保田英市君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 62頁の予防費に関するご質問でございます。そのうちの1点目でございます

が、予防費の不用額についてのご質問でございますが、予防行政につきまして町の方針として町民の健康寿命を延ばしていくということが究極の課題として鋭意、保健事業に取組みをさせていただいております。検診の事業とか、ご質問ございました新寝たきり予防事業という部分でこれにつきましては、平成11年度にこの新寝たきり予防事業ゼロ作戦ということで計画を策定いたしまして、12年度以降事業の展開をさせて頂いております。都度、実践にあたりまして長野の関係する講師を招きまして、保健師とか福祉サイドの関係者を交えて、いろいろ健康づくりについての課題のご指摘を頂きながら、各年度の目標を掲げて実践をしているところでございます。2点目の成果の件でございますけれども、これらの講師等の指導に基づいて町の検診事業で得た住民の方のデータを分析しながら、それぞれ今後の寝たきり予防等の取組みの推進を組み立てまして実践をしているところでございます。これまでの成果の中で分かってきたことの中で、肥満、脳卒中等の原因となる部分の中で肥満防止という部分も取組みが上げられて、これについても13年度以降、75g糖負荷検査というものも13年度から実施してございまして、肥満の方の検査で健康づくりの管理を指導をしてゆく部分でございますが、こういうものとか、骨格系の疾患が転倒して寝たきりの原因になるということも分かりまして、これらについても取組みをさせて頂いているところであります。もう1点は、40歳以上の住民検診、基本検診を始め癌検診等、やってございましてこれらについての受診者、町の健康管理についての住民に対する意識啓蒙、PRということで保健師等の広報活動をさせてもらっていますが、受診率が伸びてきてございます。参考まで前年度対比でいきますと、12年度と13年度の対比で108.6%ということで、8.6%伸びてございまして2,400人ぐらいの受診者だったのが2,600名ぐらいの受診者に伸びてきているということで、検診事業については早期に自分の健康、疾病等がないかどうかということで早期予防という視点で行けば、こういう検診事業の受診者が伸びているということでの効果が現れているのではないかなと判断してございます。1点目のトータルでこの予防費が、5%ほど不用額が残っているのではないかというご指摘につきましては、決して節減しているということではなくて、それぞれ当初予算の目的に添って執行した結果、それぞれの科目で事務執行の中で残がでてきたという結果でございますので、これについては削減ということではございませんのでご理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 村上委員のご質問にお答えを致します。69ページの農業振興審議会の関係でございますけれども、ご指摘のとおり委員数については10名でございます。当日の会議に8名が出席されたという、こういうことで2名の関係が予算の関係では減になっているということでございます。不用額の関係でありますけれども、委員の研修に当日、出席が全員されていなかったということで減額になるものでございます。従いまして、不用額としてここに出て来ております。以

上であります。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） いま、農業振興審議会の委員さんの件、分かりましてけども、昨日いただきました資料と1年前のと比べてみたんですが、この委員の方、農業振興課長に申し上げても仕方ないのかもしれないけど、この農業振興委員ところにも2、3名ぐらいの女性委員の登用を希望したいというのと、過去何年かにわたりまして男女共同参画ということで女性の登用をということで、各審議会の委員にですね。同僚議員も何回も質問されていると思うんですけども、昨日頂きましたこの表を見ますと、チェックしてみたんですが、文化財保護委員会のところたった1名女性が変わったというだけで、あと、ほか、全然まったく進んでいない状況なんですけど、これらについてどのようにお考えでしょうか。お願い致します。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 村上委員のご質問にお答えいたします。かねてから女性の登用につきましては、ご意見いただいてましたし、行政機関としまして、そのことについては時代の要請だということで、鋭意取り進める方向で基準を昨年設けたところであります。しかしながら、以前にも申し上げたかと思いますが、各付属機関の委員の人選につきましては、条例におきまして、いわゆる当て職で委員の位置付けをしているものもございまして。もう少し、町長においてフリーハンドで人選する機関もございまして。また、任期の関係もございまして、なかなか目を見張るような成果にはなってございません。若干ずつその率については、向上しているものというふうに私共も認識しているところでございますし、今後ともその任期を向かえるごとにですね、方法によりましては公募の方法であるとか、もう少し皆様の、いろいろお力添えを頂きながら、そういう新たな女性の人材登用に向けての努力は町長においてもすることで、組織の基本方針となっておりますので、さらなる努力を我々においてもして参りたいと考えてございましてご理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 歳入の関係で3点、後ほど歳出の関係で質問を致します。歳入の関係の第1点は、16頁1款1項1目、2目の関係でございます。先程、同僚議員が町民税の関係、法人税の関係の質問を致しましたが、私は不納欠損の関係ですね、それらについて出したいと思っております。不納欠損額の資料の提出をいただいたところ、町民税は平成4年から平成13年度までで250件、860万9千円、国民健康保険税は268件、2323万8千円と合計で518件3184万7千円ということになっておりまして、時効の関係については、内容によっては3年、5年という事になっておられますけども、この不納欠損処理が適切に行われていると信じておりますけども、すべて5年の時効によっているのかということをお1点。第2点は、滞納額の平成8年度から平成14年度の資料によると町税は2976万5千円、国民健康保険税は3797万6千円で、合計は6774

万1千円と大きな金額になっています。滞納の中で、分納誓約書を提出している納税者数及び金額を明らかにして頂きたいと思ひます。これが町民税等の関係です。第2点は、19頁11款1項1目2節の關係の總務使用料のバスの使用料の關係です。関連資料で、36頁から37頁にそれぞれバスの路線ごとの明細が出ております。平成12年度と13年度、11年度は東中の路線がなく、12年度からになっておりますので比較は出来ませんけれども、12年度と13年度を比較すると28万1495円の減、十勝岳線のみますとですね12年度13年度比較するとマイナス927人、39万8295円の減、里仁線の場合ですね、平成13年度409人、5万5670円というバス使用料しかない、東中線につきまして平成13年度は233人4万1610円と、いずれにしても地域の住民の足を確保するということではございますけれども、こういう状態が、これからまた続いてゆくのかどうかということになりますとですね、いずれにしても平成13年度の今回の決算特別委員会が、平成15年度の予算の構成等含めてですね、これらの係わりがあるのかなと思ひますので、どう判断をしてくのかと、収益を上げるとしても利用者が居なければなりませんけれども、このような状態が続いていくのは、適切ではないんじゃないかという気がします。その点、歳入の3点目でございます。21頁11款1項7目2節、3節の關係です。一つは、教育使用料ということで公民館の清涼飲料水5万2163円あります。それから、保健体育使用料ということで社会教育総合センターの清涼飲料水15万6957円ございます。これは、行政財産の目的外使用ということで、やっております。昨年の決算特別委員会の分科会の中で、これらについて担当者と詰めたところなんです。その時にはですね、明らかになったのは町から出された資料等も見えてですね、電気料の積算根拠であるものですね、現在は1kW時12円88銭なんです。ところが社教センターの方は、昭和63年からの料金16円40銭になってるんですね。それがずーっと来てるんです。しかし、役場の庁舎だとか、ケアハウスだとか、老人身障者保健センターこれはですね、料金値下げの段階でちゃんとなってるんですね。私が調べたところ、昭和63年16円40銭、平成10年2月10日から14円94銭、12年1月22日から12円88銭になっているんですね。ところが、今年の3月に母子会や体育協会が社教センターに、林商店さんと商協さんが公民館に払った電気料金は、そのまま16円40銭なんです。従って私は、同じ役場の中での庁舎の目的外使用ということで行政財産の目的外使用といたら、それぞれ出力が違うのかという事で感じたら、同じなんです。ですから、その点、助役さんに聞いたら14年からしている。実際には、もう13年の段階からしてきたんなら、条例でもなんでもないんですからね。その16円40銭じゃなくて、2回改定された最後の12円88銭で調定すべきだと思うんですがね、まずそれが1点。もう一つ、面積によっては使用料が決まっています。電気料除いてですね。そうすると母子会に關係が、老人身障者保健センターとケアハウスについては、面積部分の使用料が電気

料を除いてですよ、これは免除されているんですね。ところが、社会教育総合センターは有料になっているんです。僕は、老人身障者保健センターとケアハウスの皆さん方の利用する人達のための設置料の、若干安くしてるかどうか私分かりません、設置場所の利用者が対象でなくて、あくまで、行政財産目的外の使用する申請者の活動主旨でですね判断すべきと、ということになりますと、当然社会教育総合センターも母子会の方は面積での使用料、電気料を除くものは免除すべきだと思うんですね。特に、母子会の皆さん方、いちいち取替えにいけないんですよ、それぞれ皆さん方働いていますから、そうすると業者がやるもんですからマージンが少ないんですね。体育協会の場合は、担当者を決めてやっておりますから、直接仕入れて、直接入れ替えをしております。そんな關係もあるもんですから、マージンの少ないところと同じようなということじゃなくて、母子会の設立主旨、活動の状況からいふならば身障者センターとケアハウスと同様に使用料の免除をすべきだと思いますが、その3点についてお願い致します。あと、歳出の關係は後ほど致したいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 税務課長補佐。

税務課長補佐（多湖逸郎君） 1番中村委員のご質問に、お答えをしたいと思います。最初に不納欠損の内容という事だと思ひますけれども、13年度のおきまして、町税においては23件の不納欠損処分を致しておりますけれども、内容と致しましては執行停止かけて期間満了、これは3年ですけども経過したものが9件ございます。それから執行停止をかけておりますけれども、5年の時効が先に到達したという事で時効優先という事で欠損しているものが11件、手立てはしておる訳ですけども5年を経過してしまったというものが3件、合わせて23件そのような欠損処分を致しております。また、国民健康保険税におきましては、3年の執行停止をかけた、3年間の期間満了したものが15件、執行停止をかけておりますけれども5年の時効が先に到達したというものが9件、いろいろあたっておりますが5年を経過して欠損したものが2件という事で、合わせて26件を国保においては欠損しております。次に、滞納処理対策といひますか、回収にあたる分納誓約及びどれだけの金額があるかということのご質問ですけども、分納誓約書によるもの、また口頭によるもの、分納によっているものは相当数ございますけれども、数字としてまとめたものはもってございませんので、以後そういう点の踏まえまして収納対策にあたりたいなというようなふうにお思ひしておりますので、ご理解をお願い致します。以上でございます。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（米田末範君） バス路線の関連につきまして、ご質問を頂戴したわけでございますが、委員ご発言のとおり収納率といひますか、輸送人員に対応いたしまして収納の率が低いという状況でございます。十勝岳線につきましては、概ね30%程度が実質の収納対象でございますし、その他の関しましては、1.5%から3%内外の数値の量でございます。実質の輸送につきましては、敬老パスでありますとか、通学でありますとか

そういう方々につきまして、それぞれお乗りいただき
ているわけでございますけれども、実質非常に使用料とし
ては、非常に低い状況でございます。これら、路線のバ
スもそうでございますが、スクールバス等含めましてこ
のバス運行の形態をどう進めてゆくかということにつき
ましては、関係を含めましてその検討を進めている状況
でございます。非常に課題として、大きな部分ございま
す。地域の足としての部分、効率という部分、非常に
相反する部分もございますので、相当の検討を加えてい
かなければならないという状況でございますので、十分
な検討を進めていきたいという状況でございますので、
暫くの時間を頂戴したいと考えてございます。以上でござ
います。

委員長（久保田英市君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 中村委員の自動販売機
に関する質問でございますが、自動販売機の使用につき
ましては電気料並びに使用料ということで、使用料につ
きましては、行政財産の目的外使用の算定基準に基づき
まして徴収しているところでございます。電気料につき
ましては、設置している販売機の電気の容量に応じまし
て料金を設定しているところでございます。先程ご指摘
のありました、昨年ご指摘あったんでございますけども、
12年13年の電気料につきましては見直しをして
いないということで、昨年ご指摘がありました。平成
14年につきましては、所管の総務課と協議いたしまし
て見直しを実施いたしましたところでございます。また、母
子会等につきましてのご質問でございますけども、これ
につきましても総務課の方と協議しまして、全体的に見
直しをしようという事で協議したんですけども、基本的
に母子会につきましても使用料については負担いただ
こうということで協議したところでございます。以上でござ
います。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 中村委員の3点目の質問に、
私の方からもお答え申し上げます。只今、電気料の關係
につきましては、社会教育課長の方からご説明いたしま
したとおりでございますが、更に電気料につきましては
特に実費徴収ということが原則になってございますので、
更に実態を確認の上、適正化を欠いていることがあれば、
直ちに適正化することとしたいと思います。1年前にも
委員からご意見を頂戴いたしましたことから、その後私
共とも調整をしながら、その後の年度において是正をし
ていることは、ご理解いただきたいと思っております。それと、
母子会の關係であります。これについても委員からご
意見をいただいたところではありますが、これにつきまし
てはそれぞれの施設機能の關係と申請者におけます活動、
それから団体の目的・性格、それと設置されました清涼
飲料水販売機等の設置の経過等十分考慮しながら、それ
ぞれの段階におきましてそれぞれが背景を元に判断を致
したところでございますが、如何せん同じ母子会に申請者
の中で、体育施設におきましては有料、福祉施設におき
ましては免除というような事がございました。1年前丁
度ご意見いただいたあと、母子会の代表の方と面談しま
してこの経過等も十分確認の上、さらに、団体として

の負担能力もいろいろご意見のなかに拝聴持ちまして、
町の福祉施設におきましては、弱小の団体でございます
が、負担能力は有るということで団体の長との合意の中
で、一部免除して有料化をして現在に至っておりますので、
そういう経過でいろいろと団体とお話もさせていただ
いている事につきまして、ご報告を申し上げておきた
いと思っております。以上でございます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 滞納の關係の分でございますけ
ども、どうも税務課のスタッフの皆さん方ですね、滞納
額の処理、いかにして不納欠損処理を少なくする、それ
が善良な納税者、町民のですね、納税意欲を掻き立てる。
このことが、欠けているんじゃないかという気がします。
ということは、分納誓約書を出せば、時効はないんです
よ。ね、時効はないんです。これは、議会だより13年
10月25日、音更のところがあつたんです。音更の納税
担当の参事は、分納誓約を交わせば5年の時効は無いと
言っているんです。私が言いたいのは、そういうことが
今、データも何も無いと言うことだったらですね。全然
文書では交わしてないけれども、電話でとか言葉でとい
うことはね、分納誓約にはならないんです。この分納誓約
自体もね、税務課のスタッフの皆さんは承知をしていな
いんじゃないかという気がするんですね。時効が成立しな
ければ、出来るだけ分割ででも納めてもらうことでもや
っていかないとですね。そんなもの5年経てばいいんだ
と、いう事が出来来ると思うんです。ここにも、時効消
滅のごね得というタイトルで音更町の議会だよりに掲載
していました。事務方のスタッフで、5年の時効であつと繰
越さないようにしてればいいわというような感じで、事務
処理をされているとは思いませんけども、とりあえず分
納誓約書を出せば時効は無いと、そういうことでござ
いますので、とりあえず研究をされて、私もこれを見たの
と地方自治のあれを見て確認をただけですので、とり
あえず研究をしてですね、そういう体制を出来るだけと
って、いふなれば不納欠損の5年の時効成立しないよう
な形で、なお納税していただくための努力をして頂きたい
と思っております。2点目は、行政財産の目的外使用とい
うことでございます。上富良野町役場の一つの方針でやるの
で有れば、業者がどうであろうと使用許可の条件で、母
子会は老人身障者センターもケアハウスもそうであれば
活動の主旨、設立の主旨から言ったら社教センターの5
12円、546円というものもね、僕は免除すべきだ
と思うんですね。相手側と話して、それで了解したとい
うじゃなくて、出来ればこの目的外使用の關係は整然と公
平に均一な形で取り扱う、それであればかたや免除、か
たや有料というですね、これは電気料を除いた場所代だ
けの話ですからね、そういうことで僕は検討を頂きたい
と思っております。それからバスの使用料の關係は、課長の言
うのも分かります。本当に住民の足を確保する、それか
らもう一つは、特に乗車される方は高齢者ということで
ございますので、非常に財政的に苦しい中でどうこれら
を運行してゆくかということのですね、運行形態をまた
十分検討をして頂きたいと思っております。以上です。

委員長（久保田英市君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 1点目の税に関係しての再質問につきまして、私の方からお答えさせていただきたいと思ひます。不納欠損の関係でございますが、不納欠損に至る経過におきまして、取り扱って内容におきましてはですね、住所不明、死亡という点でですね、取り扱って内容になってございますので、そういう点ご理解いただいております。それから、委員からご紹介いただきました、分納誓約書のご関係でございますが、分納誓約書を出したから時効が伸びるということではございませんので、あくまでも分納誓約書に従って納めていただいた時点を持って、従前のものは消えてゆくのご理解いただきたいと思います。恐らく、そういうようなことで分納誓約書を持ってですね、そういうことになっている理解ではなくて、その分納誓約書に基づいて支払った時点を持ってですね、前の期間が解除になって、あらためてそこから時効の期間が始まるということをご理解を頂きたいと思ひます。そんなことで、非常に税の関係につきましては、大変滞納が伸びているということで、善良な納税者から見ましてですね、こういうような状態というのは、極めて遺憾な状況でございます。そういった面におきまして、従前から庁内におきまして課長として徴収にあたっているところであります。委員がおっしゃっておりますとおり、この辺の関係については単なる時効の関係でバツバツと落としてゆくような考えは当然もってございません。私どもは出来るだけ、そういう分納制度でその方が、その義務を果たしていただくような努力をしていただくというようなことで、徴収にあたりまして、そういう個別の中で、個々に対応を図っているということをご理解を頂きたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 2点目の質問に、お答えします。清涼飲料水の自販機の問題であります。いろんな角度から分析をしてございます。いづれにしても、申請者につきましては金額の多寡はございますが、一定の収益を得ているということを持ちまして、委員おっしゃるように整然と公平に取り扱うという考え方の基に、有料化に踏み切ったところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 3点目のバスの関係でございますが、委員と同じように町長からも指示を受けてございまして、現在の在り方については非常に課題が多いというような事ですね、町内で関係するところにおきまして、どういうふうな対策を講じていったらいいのか、その辺の所を含めまして現在検討中でございます。そういった中で、先程課長の方から申し上げましたとおり、それらまとめましたら、また、議員の皆様方のご意見いただきたいものと思っておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 税金の滞納の不納欠損処理の関係だけ、助役の言うように死亡者だとか行き先不明者ばかりじゃないんですね。現実にこれだけの金額があるということは、いまの答弁はそれだけが大半だとい

印象を受けるけども、現実とは違ふと思ふんです。ですから、分納誓約をいままで全然、電話だとか言葉で交わしているけども、今後やはりきちんとして取るものとして、誓約書を取って整然と完納処理の為、収納の為に努力をして頂きたいと思ひます。それから、行政財産の目的外使用の関係、何処から聞いてもかたや免除、かたや有料というのはね、あまり好ましい状態では無いと思ひますので、出来れば15年の段階からとるんだらとる。出来たらとって欲しくないんですけど、免除して欲しいんですけども、免除するなら免除することです、統一をして頂きたいと思ひます、以上です。

委員長（久保田英市君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村委員のご質問にお答えさせていただきます。まず、不納欠損であります。町税につきましては大半が納税者が死亡された方、或いは行き先不明の方ということが前提として私は決裁しております。ただ国保につきましては、全てが、そう言い切れない部分がございます。ただ国保につきましては、所得があったと、当初は所得があったけれども今はまったく無いというようなことで、いろんな処理の中で時効、或いは時効対応等々の中で処分される者も一部ありますが、我々としては、不納欠損を最大限処理させない為の手段として管理職一丸となつての対応を図りながら、その滞納の減少に向かつて努力をさせていただいております。今後もより一層、不納欠損の縮小と滞納額の縮小に向かつて、職員一丸となつて努力しなげやならんと認識いたしております。また、もう一点の、財産の目的外使用許可の件であります。これはいつも申し上げておりますように、私と致しましては受益者負担の原則ということをお考え合わせながら、応分のご負担を頂くことを原則として私は考えておりますので、そういった形の中で調整をさせていただくつもりでおりますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） ここで、休憩をとりたいと思ひます。

事務局長（北川雅一君） 20分休憩いたしまして、10時25分から再開いたします

10時05分休憩

10時25分再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般会計の質疑を続けます。1番中村委員。

1番（中村有秀君） 先程、歳入の関係を申し上げましたけども、つぎ歳出の関係を質疑を行ないたいと思ひます。まず第1点は、41頁2款1項9目19節の負担金補助金及び交付金の関係です。行政事務推進事務交付金ということで、それぞれ振込口座名に振り込まれております。25の住民会のうち、3住民会がですね、個人の名前になってますね。あとの22は、何々住民会会計だとか、何々住民会だとかという形になっているものから、行政事務推進事務交付金ということで有れば個

人の名義じゃなくて、こういう頭がついたものか、何々住民会というようなことでやるのが、適切な処理ではないかというのがまず1点。次に78頁、8款1項1目8節の土木総務費の報償費の関係です。道路愛護組合謝礼ということで、14万円が支出をされています。その中身を見ますと、道路の草刈代という形になっています。市街地の住民会の方は、13住民会有るうちの栄町、住吉だけ、あと郡部は12住民会が全部なっております。これらの愛護組合という形での目的が何かということと、一つは道路の草刈代ということで、町道なのか、道道なのか、国道なのか、いずれにしてもその住民会の環境整備的なものに支消されると思います。しかし、その他の住民会も季節に応じてそのような形で、草刈等を含めて実施をされていると思います。そんな関係で、それらについて、申請が有ったからなのか、それとも道路愛護組合というものを設立して、その中の事業展開が有ると認定して支出してゆくのか、これらについてお尋ねをしたと思います。3点目、78頁8款1項1目19節土木総務費の負担金補助金及び交付金の関係でございますけども、北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担金ということで30万円出ております。一般的な負担金ということで、比較をした場合非常に突出した金額であります。また、事業促進同盟という立場で全道の各市町村からこのような形で負担金を求めると、相当に大きな金額になるんじゃないかという気がします。現在の財政状況から考えて、適切ではないと私は判断いたします。上川管内の町村会等も含めて、この事業促進同盟の負担金についてどうしてるのかという情報収集をやりながら、軽減を考えていかなきゃならないんでないか、また、促進同盟本部としての活動内容がどういうものなのか、場合によっては政治献金もされているのではないかと、うちの町から30万ですから、そんなことも考えられるんで、その使途も明確に承知をしておかなければならないんでないかという気がいたします。昨日の分科会の中で、担当課長から算出基準はどうかということでお尋ねをしたところ、1号というのは上富良野町の工事費の1,000分の0.105ということでこれは12万218円、それから2号ということで事業費の1,000分の0.19、21万6355円、これで33万6573円に成るけども、30万以下ということで30万の支出をしたという事になっています。今日の新聞を見ると、道庁幹部のOBが、要綱基準を破る高額報酬云々というような事が載っていました。たまたまこの会長が、元の上川支庁長だったというような話で、担当課長からお聴きしましたが、これは道の直接の外郭団体ではないですけども、それに準じた団体であろうと私は判断します。そういうことで、これらの支出について検討していくべきだと思います。次に97頁、10款6項1目保健体育総務費の報酬の関係です。体育指導員が25名おりまして、年額報酬5万3,300円合計で133万2,500円を支出をしております。平成10年4月から、従来15人いた体育指導員を25人に増員して、社会体育の振興発展、また、充実を期するということで増員をされております。体育指導委員会の緻密な活動内容、仕事については、十

分認めますけども、体育指導員の個人としての体育指導委員会会議等の出席状況は非常に低いです。年額報酬5万3,300円、それから会議、いろんな事業に出た場合ですね、費用弁償ももらえるということからすると、非常に適格性に欠けているのではないかと。また、これらの選考に問題があるのではないかとということで考えます。体育指導委員会の会議の出席ですね、事業の部会じゃなくて、平成12年は7回実施をして25人で延べ117人、出席率が66.9%ですか。この7回の会議のうち、2回しか出席していないのが1人、3回しか出席していないのが3名、第4回の12月の会議を見ますと25人中8人しか出席していないと、非常に低出席率でございます。平成13年度の資料を見ますとですね、5回体育指導委員会をやっています、81人が出席をしている。これは64.8%ということで、前年度より回数が少ないのににもかかわらず出席率が悪いと、昨日いただいた付属機関の資料の中で出席率を見ますと、他は総じて70、80、90、体育指導員の23の所を見ますとですね、出席率が54%となっている。こんな状況でいいのかということが感じます。13年度の5回の体育指導委員会の会議の中で、1回のみ出席が2名、2回出席が7名です。本来的には一番最低なのが、委員25名中14名しか出席しない会議が2回あります。必要に応じたということで25人にしたのだけでも、現状はこういうような状態で非常に憂えるべき状態であると判断されます。任期は、14年3月31日で終わっているんですね。ですから、これからの関係で言うと、これらも含めて適切な選考、そして活動推進等をしていかなければならないんじゃないかということで質問を出したいと思います。次に、97頁、10款6項1目9節旅費の費用弁償の関係、昨日それぞれの報酬、費用弁償の支払を見たところ、そうすると、体育指導委員会の費用弁償、これは13年の4月25日に開催されました。本来的には、いろんな会議のその日に払うか、近日中に払うかが一つのあれだと思いますけど、伝票の起票が、会議が4月25日にありながら伝票を起こしたのが8月8日、支払が8月の17日なんです。4ヶ月近く遅れている。それから、水中ゲームの部会がありました。13年6月21日、伝票起票が8月8日、支払が8月17日、水中ゲームは13年7月20日に行われまして、これが9月12日の伝票起票、それから第2回体育指導委員会13年5月28日に開催していますけども、伝票起票が13年12月25日です。呆れてものが言えないといいますが、こんな杜撰な処理をしているんですね。第3回体育指導委員会は9月5日やっていますけども、これも第2回体育指導委員会と同じように13年12月25日伝票起票、ふれあいスポーツデイが10月8日開催されてますけども、これも同じように13年12月25日、まとめて一括して整理をしているのかなと感じを受けます。ここでスポーツ振興審議会が、開催されています。3回開催されています。第1回のスポーツ振興審議会は、13年4月26日に行われて伝票起票が翌月の5月13日、第2回のスポーツ振興審議会は、9月25日に開催されて伝票起票が9月28日、第3回のスポーツ振興審議会は、14年1月22日

に開催されて伝票起票が1月25日と、これは、スポーツ振興審議会には前会計にいた末永さんがいるから、的確にしなきゃならんということやってるんでないか。あとは、まあまあというような感じなのかという事を考えられるような気がするんですね。やはり皆さん方、せっかく仕事を持ちながら参加をされていれば速やかに処理をしてあげるのが、皆さん方の活動への意欲もわいてくるんだ。5月28日のものが12月25日といたらね、何を処理しているのかということで非常に疑問を感じます。そしてこれらを監査された、監査委員の皆さん方もどうみておられたかということで、お尋ねを申し上げます。次に、職員の住居手当の関係、102頁14款1項1目3節の関係です。13年度一般会計の持家者67人546万円、借家者794万1千円ということでございます。これは、財務調査を上川支庁から受けたときに指示をされている。住居手当の項で、国に準じた支給率と異なった支給率で支給していますので、国に準じた取扱をするようにということで、12年9月1日付で是正改善する事項ということで指示を受けております。従って、この後一般質問をした段階で、周りの町村の調査をしながらという事でございました。実際に職員の住居手当は、借家者はそれぞれ算定基準がありますが、持家者は月7千円と一般公務員は5年間は2,500円で、その後は1,000円と言う事になっております。そういうことになっているので、上川支庁からこういう是正の指示が来たんだと思います。そういうことで、上川支庁管内の各市町村を見ると大体7,000円、旭川市が8,700円ぐらいですかね、横並びかちょっと上の状況になっています。財政が非常に厳しいということであれば、一変されることは結構かもしれません。それぞれこれを考えて、持家をしている方も当然いっちゃるといふ事であれば、暫定的に下げてゆくような方法を考慮した形でやっていけないかということです。私も議会として、あちこちの研修視察に行つてまいりました。必ずこのことを聞きます。道南も道央も全て国に準じているということで、全部こういう答弁です。どちらかという、上川支庁管内横並びでやろうということなのかと感じます。これらについて、単純計算をしますと、67人の内1割が建てて5年以内の人いう事になると、7人掛ける12か月掛ける2500円で21万、9割の人は6年以上という事で60人掛ける12か月掛ける1,000円で72万、そうすると93万でおわるんですね。546万から93万引くとですね、453万ぐらい削減をされるという数字になるんです。実際は持家者67人のほかに、一般会計の部分で申し上げてから国保会計、簡水、下水、病院、水道等も含めれば600万ぐらいの、国並にいけばですよ、暫定的にということで下げてゆく、北海道庁が財務監視をしているけども北海道職員は3000円なんですね、持家者の手当が、彼らは役職上指示をしてきたという気がしますけど、いずれにしても高齢者の福祉年金等もですね、77の刻みだとか、この沿線もされていることも承知しています。そうすると、近い将来それらも見直すということになりますと、職員の関係についても検討していかなければならないんでな

いかという気がいたします。次に、102頁14款1項1目2節の職員給与費の関係です。平成13年4月1日のラスパイレズ指数という事で、102という事で平成11年度の決算特別委員会のときは103.7なんでは正に努められたいという意見書なんです。平成12年度の決算特別委員会の意見書では103.1%という事で0.8改善という事で、改善傾向は見られるが一段の是正に努められたいという事になってます。上富良野町の場合、上川管内第4位の高水準であります。全道の町村の平均は、13年4月1日の資料によりますと98.8%であります。管内の最低は、愛別町の97.5%という事で本町は平成14年4月1日現在のラスパオレス指数は何%になっているかという事でお尋ねを致します。以上でございます。

委員長(久保田英市君) 総務課長。

総務課長(田浦孝道君) 中村委員の1点目と5点目の質問にお答えいたします。1点目の住民会に対する行政事務推進交付金の関係であります。この交付金は自治体組織である住民会への交付ということが制度のルールということのなっておりますので、いま、ご意見ありましたようなケースにつきましては、是非改めるように執り進めたいと思います。本年につきましては、終えてございますので、次期15年度の交付段階から、改めるように関係住民と話し合いを持つことで執り進めをしたいと思います。5点目の住居手当の関係については、以前から委員からいろんな意見を寄せられございますし、厳しい財政状況のなかで町長におきましても、歳出構造全体を見直すという中の課題の一つとして位置付けしてございますので、今後どのような方向でどのように進めるかにつきましては、近隣自治体の状況等々十分把握しながら対処して参りたいと考えてございます。それとラスの問題につきましては、13年4月1日現在の数値につきましては、国より発表されているところでございますが、14年4月1日の段階についてはまだ発表段階にございませんので、発表を迎えました段階で何かの形でお示しをしたいと考えてございますのでご理解いただきたいと思います。

委員長(久保田英市君) 道路河川課長。

道路河川課長(田中博君) 1番中村委員のご質問にお答えしたいと思います。道路愛護組合の謝礼でございますけれども、これにつきましては、委員のおっしゃいましたとおり、郡部の方で12組合と町の中で2組合でございます。郡部につきましては、各町道の草刈りが主な内容でございます。街中につきましては、ラベンダーの苗木や道路清掃の費用に当てたいということでの組合長からの申し出がありまして、お支払を致しております。愛護組合をもってやりますという申し出がございまして、受け付けているところでございます。2点目の北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担の30万につきましては、他の負担金と見回しても突出している金額でないかと感じております。算出につきましては、土木関係では障害防止、富良野川の公益負担、トラシ江幌完別川事業、ヌッカクシ富良野川の関連恒久事業これら合わせまして11億4千万になるわけでございますけれども、1000分

の0.15という事で算出をした結果、2号関連で申し上げますと富良野川の火山関係の事業に係るものです。富良野川2号透過型ダム、3号ダムの嵩上げ、ヌッカクシ富良野川、十勝岳の噴火、これを合わせまして11億4千500万円、1000分の0.19という事で、30万、34万何がしという金額ですけども、通知により30万を超える場合は、30万円とするというような内容の文書が参っております。使途につきましても、我々が一般に考えるには、事業の推進要望に使われていると思っておりますけども、なお、関係する市町村等の情報を今後収集して、使途について調べてみたいと思っております。以上でございます。

委員長(久保田英市君) 社会教育課長。

社会教育課長(尾崎茂雄君) 中村委員の3点目の質問であります、体育指導員につきましては現在25名で町のスポーツ振興、行事等に企画立案していただきまして振興を図っているところであります。出席の状況でございますが、中には健康を害している人、農家で忙しい方、都合で出られない方も居ります。今後につきましては、現在年額報酬でございますけども日額報酬にするように、付属機関等の見直し検討の中で、検討していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。また、次の項目であります事務処理の関係であります、スポーツ振興審議会、体育指導員の会議等につきましては費用弁償でございますが、資金前途を持ちまして当日出席された方に支出いたしまして、精算という形で実施しているんですが、当日印鑑を忘れたですとか、そういう人もございまして事務処理が滞っております。この事務処理につきましては、大変反省しております。今後注意しまして、速やかに処理したいと思いますので、大変申し訳ございません。以上でございます。

委員長(久保田英市君) ほかにございませんか。6番西村委員。

6番(西村昭教君) 69ページの農業振興費について、質問したいと思います。農業情報センターというのが有りますけども、農村にファックスを設置して情報提供しているんですが、当初設置された台数と現在供用されている台数と、設置したときから農業者も減ってきているということで、当然、供用した台数使われていない物、或いは、当初資格があったが現在資格がないと、農業者で無いということが有ろうと思っておりますけども、そこら辺の状況どのように把握されておられるのか。合わせてですね、使用料月1,000円払っているんですけども、それぞれきちっと管理がなされているのか、現状をお知らせ願いたいと思っております。

委員長(久保田英市君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 西村委員のご質問にお答えを致します。69頁農業情報センターの関係でありますけども、平成8年農業者にファックスを購入してございます。当時は、580台でございます。現在におきまして、500を切った状態に有りますので約100程度減少いたしまして、実際480台100台程度を回収し、破損等に備えまして農協の方で備えてございます。農業情報センターの経費の関係でございますけど、年間

約1900万ぐらいで運営をしてございまして、町がここにお示しします627万3千円、農協も同額、残りの3分の1を農業者が負担をするという事になってございます。以上です。

委員長(久保田英市君) 6番西村委員。

6番(西村昭教君) 農協が、保管しているということですね。それだけの物が、使われなくて遊んでいると、故障した物も有ると思うんですけども、合わせて運営するのに約20%以上の物が使われなくなって、収入も当然減っていると思うんですけども、これみますと町の負担というのは変わらないのかなと、内容は情報センターの運営が維持されているのかどうかという問題もありますしね。実際に私のうちにもありますけど、ほんとに欲しい情報はあまり入っていないですね。市場の相場なんかも入っているんですけど、即、役に立つ近い相場が入っていない。入力が遅いということが、現状としてあるんですね。農協が、合併して一つになったということで、中富良野町でも設置されていると思うんですけど、共通性はどうなっているのか分かりませんが、これからの使い方について、十分見直しをして頂かないとせっかくのいい機械が効果を発揮しないというか、活用のされ方が期待以下だったという事も有りまして、きちっとした見直しをしていく必要があるのではないかと。特に経営に関する、天気予報の情報が必要なんですけど、経営部分の技術情報といいますが、そういったものをどんどん載せて頂かないと、今のこの目まぐるしく変わっていく中では、情報不足かなという感じがするんですけども、そこら辺の検討もされるのかどうかお聞きしたい。それから、農家を辞めて資格が無くなって、機械を引き下げて来ているんですけども、まだ設置されている物もある。下げてしましますと別なやつを入れないと電話としてつかえない部分もあるわけですけども、ある意味では資格がなくなったから引き上げるということじゃなくて、使って頂いて使用料頂くということのほうが、有効活用なのかなという考え方も有るんですけども、その辺の考え方はどうなんでしょうね。資格者だけに使えるんだという事ではなくてね、100台も遊んでいるなら、もう少し他に活用の方法が有るのではないかと。可能であれば、そういうことも検討していただければ、なお有効活用できていいのではないかと。そこら辺の考え方、伺わせて頂きたい。

委員長(久保田英市君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 西村委員のご質問にお答えを致します。ファックスの運営維持の関係でございますけれども、これにつきましては委員会もございまして、その中で当初の予算を決めます。その中で運用するわけですけども、13年度におきましては先程お示した程度の金額であるということで、毎年運営費が必要でありますので、毎年予算計画を立てまして進むこととなります。あまり情報が配布されていないのではないかと。ことですが、気象情報が80%くらい使われています。残りが、農協等の部会の関係、市場の価格の動向といったものが有ります。気象情報、農業者にしてみれば一番気に掛かる事でございますので、これらの利用はもちろ

んでございますけれども、農業者にかかわる部分については積極的に情報を流さなきゃならん、入れ置かなきゃならんというようなことは考えてございます。2点目のですね、離農いたしまして100戸、100台ほど回収した部分もでございます。当初考えておりますのは、農業者に係わる部分の使用というようなことで考えてございますけれども、ご承知のように設置することで使用料その他入ってくるわけですから、これらも使えるとしたら更に検討をさせていただきたいと考えています。

委員長（久保田英市君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 28頁、29頁に係わって、歳入と歳出の件で緊急雇用対策交付金ということで観光情報発信、これに係わりまして歳出では635万ほど使いながら、情報誌と観光マップ等がつくられております。そこで、緊急雇用という立場からどれだけの効果があったのか、この点をお伺いしたいと思えます。ホームページの立上げ等や韓国等の英語版という形の中での、観光マップを作成したとの話であります。それに係わって、何処が作成したのかということと富良野だということですが、何社かが集まって評価してこの業者がいいのではないかと、町が思っている商品に近い商品を出してくれるということで決まったという話であります。本来こういう趣旨のものについては実雇用が生れる対策が必要ではないかと思えますが、そういった意味でこれに係わった雇用対策とって、本当に実りある対策がなされているのかどうか、この点伺いたい。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番米沢委員の緊急雇用に関するご質問にお答えします。この事業については、ご承知の通り100%国庫支出をもって行われている事業でございます。現下の不況に対応する為の、新たな事業を起こしてそれに対応する目的をもってなされたこととございます。13年度におきましては、観光関係ともう1本事業がございました。観光のインターネットにおきますホームページの作成といったことにつきましては、直接的な雇用は本町に会社等が無い為に、他の町のそういった会社をお願いして事業を進めてとこととでございます。これらの事業の認定になるときに国におきまして、観光パンフレットを作成することによって、本町にそれらに基づいた観光客の入込みが期待できるといったことが、更には本町の産業の活性化並びに雇用が増加することの説明でこの事業が認定されて施行されていることとご理解いただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 産業の活性化ということを言われたけども、地方から観光客が多い、お金を落とすようにしてもですね。大きな拠点に落とすという形になると思うんです。私は、こういうお金の使い方というのは、観光マップでの発信ということも非常に大切かと思えます。しかし、上富良野町で仕事を求めている人、そういう人が実際居るわけ。高校出て仕事が無いと。こういうところに、実労働に結びつく雇用対策という事を町の政策としてキッチリ打ち出すべきではなかったのかというふうの思えます。そういう意味では、お金の使

い方がですね、遣り繰りが住民の求めるものと、雇用対策という形で完全な労働がいる、確かに潤えばいいけども、多くの上富良野町の実態を見ると潤っているのかということで、決してそうではない。そういう意味では、本当に働ける場所を提供すると、こういう形の雇用対策を政策として位置付けてない。だからこういう曖昧な、観光発信、情報発信という形の中でのなるんだらうと思えますが、この点どれだけのお金が落ちて雇用形態が生れたのか、この点明確にさせていただきたい。町長自身の考えが、定まっていないうふうには私には思いますが、町長がこれがいいから、担当の課長もこういう方向でやりますということのゴーサインがあったから、やったんだらうと思えますが、本来の雇用の場所を提供するという立場から財政の使い方をすべきだと思いますが、この点の町長の考え方をお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番米沢委員のご質問にお答えしたいと思います。先程も述べましたとおり、前段におきましては町内にこういった事業があるので、各課において事業を周知し調整した結果、観光情報発信事業と教育委員会との事業の取り組みということでなされたものでございまして、効果はどうかと申しますと、昨年は100万の大台の観光客が来られた。道の観光の試算によれば、日帰りの一人7千数円の地元消費があるのではないかと申す計算もされておりますので、それらも計算すると一定の効果はあるのではないかと申すに思っております。以上です。

委員長（久保田英市君） 町長答弁。

町長（尾岸孝雄君） 基本的にこの事業につきましては、平成13年度におきましては我が町に入込んだ観光客100万を突破した。大台を突破して、おいいただきました。そのことによる雇用の波及効果は、調査はしてございませんが程度のものはあるというふうに認識いたしております。職を求めている町民の方々が大勢いるという行政の対応、町の方向が定まっていないうことでありますが、企業の対応と促進というのが第4次総合計画の一つの課題に押さえてありまして、この対応を進めてございまして、残念ながら現状におきまして地域の企業の経営をしている皆さんが、ここに営業を展開している方が、この方々につきましては雇用を促進するという状況下には無く、逆にリストラというような状況下にある、そういった部分を行政として対応できる範囲というのがどうかということになりますと、なかなか難しい部分もございまして。しかし、町と致しましては企業振興措置条例等々の中で新たな企業の促進を図りながら、その中で雇用の促進をしていただくというふうなことで、一部の企業の皆さん方の企業拡大に対しましての支援を図りながら、職を求めている方々に対する就労の場の創出というようなことを十分に配慮しながら対応させて頂いているつもりであります。まだまだこういう景気低迷の中に有りまして思うような形になっていないというのが現実であります。今後とも雇用促進につきましては行政としてもできる限りの中で努力をしていきたいというふうに思っています。

委員長(久保田英市君) 12番米沢義英君。

12番(米沢義英君) 町長の前向きな答弁ということですが、今年度の予算においても言える事であって、一貫してこうした雇用対策にあっては、部分的には補助金を使って学校等の整備や草刈等が行われている部分もありますが、それ以上にアイデア、知恵を使って雇用をどう拡大してゆくのかと、仕事もっている人いない人がいれば、60歳定年過ぎて働きたい人が居るわけですからそういうところに目を配ればですね、行政で対応出来るようないろんな政策展開というのが有るんだろうと思います。そういったところを位置付けなければ、お金が来たから雇用を枠を作って、お客さんが来るから1件通るんでないか。こういうのも大切だと思いますが、それ以上に実雇用につながる形の場所をいま求めているわけですから、そういったところをアンケート調査するなり、いろいろ対策とりながらですね、やる必要あると思います。この点もう一度確認しておきたいと思います。交付税等の減額が、実際大きな問題になってきています。恒久減税という形で、それに係る減税補填債等が出てきていますが、それに係わった交付税等で減額分が措置されているのかどうか、この点あらためてお伺いしたいと思います。なぜこういう問題を聞くかと言いますと、本来交付税というのはそこに住んでいる人たちの暮らしの社会的平均水準を維持するための交付税、それが出来ないという財政不均一がおこった場合にこれを交付税で補填しなさいということが、財政法上で認められている。しかし、国はこの問題を反故にしているんな手を使って、補填債という形で財源を補おうとするんだけど、しかし、実際交付税で返って来ているかという返って来ないという、こういうおおきな問題と矛盾が有って、不況の中で法人税等や個人住民税等のいわゆる景気低迷の中で減少するという状況になって来ているわけですから、きちっと交付税で措置するという声を自治体からももっと上げるべきだと思いますが、この点確認しておきたいと思います。つぎに、43頁42頁の総務費一般管理費についてお伺いいたします。現在町においては、職員定数については財政的な問題が有って削減の一途でありまして、そこで変わって登場するのが、臨時職員等であります。再三申し上げますが、正職員の削減された分、或いは緊急な事業があってそういったところに臨時職員等が配置されるわけですが、処遇の改善の問題についてお伺いいたします。極めて、そういった環境に有るだけけれども時給においても日額においてもほとんど上がっていないと、規定というのは5年、10年というサイクルの中で見直しがあるんだというけれども、どうも最低賃金ぎりぎりという形の中で賃金水準が引き続き行われている。一般の職員であれば退職金や賞与等有るだけけれども、準職員は有る。一生懸命働いても、楽しくないというのが実態です。そういう意味では、こういう人たちに対しても、扶養家族等の関係も有るのかもしれませんが、退職金制度や賞与という形の中で処遇の改善を図って優遇すべきではないですか。これを一切やらないというのは、おかしい話だと思いますが、この点更にお伺いいたします。次に47頁48頁

にかかりまして歳出の企画費の中で、自衛隊関係の問題でお伺いいたします。最近演習場や夜間飛行が頻繁におこるという形の中で、うるさいという声も出て来ています。実際住んでいましたらうるさいわけで、この点改善の方策を申し入れる考えがあるのかないのかお伺いいたします。それと、開発道路の白川美唄線期成会促進負担という形で2万5千円が出ています。先程、中村委員のお話もありましたが、この白川美唄線、もう相当年数が経って未だに完成していないという、大きな問題が抱えられていると思います。この白川美唄線の完成用途は、どのようになっているのか。それと、この負担金というのはどういう内容で使われているのか、もう一度お伺いしたいと思います。先程も負担金の問題30万出ました。お伺いしたいのは、どういう団体がそれを運用しているのか、この白川美唄線と合わせてですね、ほんとに住民の湧き上がる声があって、そういったところでの運用なのかね。それとも、何処この天下りの団体が形式上、そういった団体をつくって運用しているという事であっては困りますので、この点について確認しておきたいと思います。

委員長(久保田英市君) 町長答弁。

町長(尾岸孝雄君) まず、最初の雇用関係についてお答えさせていただきます。また、私の答弁のない部分については、担当所管からお答えさせていただきます。まず雇用の促進、就業の場の確保につきましては、第4次総合計画の中で定住促進プロジェクトを作り上げまして、その中で現在の総合計画の最終年度の平成20年度には、我が町の人口1万2500人を確保する目標を掲げてとり進めているわけでありまして、そのためにも毎年80名近くの若者を確保してゆかなければ、その目標を達成できないというようなシミュレーションに相成っているわけでありまして、このことを含めながら就業の場の確保を図り、雇用の促進を図ると共に定住の促進を図りということをおおきな課題として、総合計画の中で位置付けをしておりまして、この対応もこれからとり進めながら最終年度の目標人口の達成に、また、現在の職を求める方々に対する対応も含めて、十分な行政として出来ることをとり進めていかなきゃならないというふうに思っているところであります。それから交付税の問題につきましては、細部は担当からお答えさせていただきますが、この問題については全道町村会、全国町村会等を通じまして国の方には、只今委員のご意見に有りましたような部分も含めながら、町村会の要望として国の方に働きかけているという状況下に有るということでご理解を頂きたいと思っております。それから、正職員と臨時職員の問題でありますけれども、私と致しまして基本的に考えることは、臨時職員の皆さん方の賃金、報酬につきましては地域の企業に勤めておられる方々との賃金格差ということをおおきにしながら対応を進めてゆきたいということをおおき基本として考えているということ、ある面でご理解を賜りたい。細部につきましては、担当の方からお答えさせていただきます。企画費の中の自衛隊関係であります。議員のご発言は一部、有る面では理解できるわけで

ありますけども、町民の皆さん方の多くが騒音等々によって被害をこうむっているというようなことに相成っておるのか、本当に生活に支障をきたしているのかという部分もございます。ただ、ある程度音が出ていますし、ある程度、議員さん言うような部分もあると思いますが、我が町が基本的に駐屯地を誘致し演習場を設置した、我々の先人が対応した分も我々が継承し、地域と駐屯地、自衛隊との協調関係をより促進を図りながらとり進めていかなければならない。ある面では、駐屯地が有ることによる迷惑というのは現実としてあるわけでありましたが、それに対して国は、地域に対して迷惑料的な対応をして保証をして頂いて、お互いに持ちつ持たれつの関係に有るといことの中で、私と致しましてはこれらの部分に対して特段中止勧告なり、是正を申し入れなければならぬという現状に有るとい認識はもっていないということ、ご理解を頂きたいと存じます。それから、白川美唄線につきましては委員おっしゃるとおり、私どもも期成会の一人として非常に憂慮しているところでありますが、この期成会の組織は関係町村長をもって、或いは議長さんを持って期成会を組織しているところでありますが、長い年月をかかっておりますがあまりにも距離が遠い、距離がありすぎるといような中で毎年何億かの、僅かの工事が進んでいないといようなことで、いま、いつ完成予定かといご質問であります、国の方には働きかけていますが、なかなか完成の目途はたたんといのが現状でありまして、毎年僅かの着工実態であるとい事でご理解を頂きたいと存じます。それから、1番委員からもご質問なりました同盟の負担金であります、これはそれぞれの関係する市町村長をもって組織いたしておりまして、私の記憶が間違いでなければこの会長は滝川の市長がしておられるのではないかなと思っております、これはそれぞれの自治体のそれぞれの事業量に応じての会費の負担といことになっておりまして、それだけ我が町における河川砂防等々の事業費が大ききあるといことで、会費が多いといことでもありますので、これらのことにつきましても十分精査をしながら適正な会費なのか、会の運営費がどのように処理されながら適正に運営されているのか、そういった分も十分精査しながら対応を図っていきたく思っております。他の部分については、担当所管からお答えさせていただきます。

委員長（久保田英市君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 米澤委員の第1点目の交付税の関係でございますが、恒久減税、政策減税とい点につきまして、交付税の中で曖昧になっているのではないかといご指摘でございますが、この関係につきましては数字的にはっきり致してございます。ただ、委員もご存知のとおり交付税の制度といのは総額主義に有って、この部分が措置されていたとしても総額の中で最終的な調整をされるといようなことから、現在の日本経済の低迷の状況から、この辺の事ことが税収がなされないとい現状の中で、更に厳しい状況から配分が減額されているような状況でございます。そういう中で、町長冒頭申し上げましたとおり、交付税が市町村の極めて重

要な財源であるとい点におきましては、町村会等を通じながらですね。その配分につきまして、善処していただくような要望活動をしているところでございますので、こういうような点につきまして、町村の困った事情がですね、なかなか届いていないとい状況でございます。そういう中におきましては、今後もこの件のことにつきましてはそういう活動の展開で、さらなる維持が、配分が今後とも頂くといようなことで働きかけをしてゆくことで考えています。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 臨時職員の処遇の問題のご質問でございますが、世情等は基本的な考え方は町長から述べたとおりであります。この問題については、以前から意見もいただいておりますし、しかしながら私どもと致しましては、現状では行政事務の多くを正職員が従事することによって遂行しているとい事が体制としてございまして、それを補完する為に臨時職員制度を持ちまして行われていることから、臨時職員に係わる制度が十分でないことについては、十分認識しているところでございます。ご案内のとおり、公務員制度につきましても近い将来大きく変わる状況にございますので、今後そういう時代の要請を受けまして、雇用体系については全体的に大きく変わるものと認識してございますし、そういう中で正職員以外の雇用の有り様につきましても新しい仕組みとして構築されるといふうにご考えてございまして、十分そういうことも見極めながら今段階でできることは少ないと思っております、更に研究を加えて検討を進めていこうと考えているところでございます。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 開発道路白川美唄線に対するご質問であります。この開発道路、白川美唄線建設促進期成会につきましては、昭和50年2市5町、旭川市、富良野市、東川から南につきましては中富良野町までの関係する市町村において期成会を設立いたしております。構成メンバーにつきましては、首長で構成をさせていただきます。負担金につきましては、均等割、一部事業費割が含まれた中で負担をし合っております。用途につきましては、この開発道路、白川美唄線建設促進早期着工に対する陳情、要望等が主な目的でございますが、ご承知の様に開発道路に関する予算等につきましては、見直しがきついで促進が遅れているといようなことで、さらに、この期成会をもって早期着工等を要望、陳情してゆく考え方であります。以上でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 白川美唄線で問題なのは、今だに完成していないと、いふならば不必要な道路になって来ているのではないかと、経済的にもみてもですね。十分、現行の道路で対応出来るような流通形態があるわけですから、こういう無駄と思われるような事業に対して、町としても見直しの対象として、そういったお金が有れば地元の中での財源確保とい点での予算の見直しも含めた、白川美唄線の要請のあり方といのも十分再検討して見直しする必要があるのじゃないかといふふうに思いますが、この点についてお伺いしたいと思っております。

それと、燃料費関係についてお伺い致しますが、全般になると思いますが、今回出してもらった資料の中でも、業者とも話し合っただけで経費の削減という形で値段も交渉されているようでもあります。そういった努力については、大変良いことだと思いますが、一方で聞きましたらですね、やはり大手の企業が、一定の価格競争に勝てるような低価格で参加すると、小さな業者に至っては大きいところがそうだからこれは止むを得ないだろうという形ですね、価格設定だとかなり無理して重油、灯油、ガソリンにいたってもですね、設定で苦慮しているという話が聞かれます。私ここで言いたいのは、価格競争ですからそれぞれがね、どういう価格出すということは否定しませんが、しかし、行政が見た場合に一定業者が生活できるそういったレベルの価格というものも考慮した中で、入札落札において対象として考える必要があるのではないかとということだと思いますが、この件について基本的な考え等があると思いますが伺いたいと思っております。次に、56、57頁に係わりましてですね、民生費の療育指導員のところで伺いたします。言葉の教室という形で行われておりまして、ここに現在5人の指導員が配置されているという形が有ります。処遇にいたっても嘱託職員であったり、臨時職員であったりだという形になっているところです。こういった町の政策として、やはり望まれるのはせめて正職員一人配置して、その他については非常勤嘱託職員という形の中で処遇を改善する余地があるというふうに考えています。なかなか改善されていません。この件についての考え方について、伺いたします。さらにお伺いしたいのは、学童保育所のあり方の問題です。町においては、アンケートを取りました。そのアンケートの結果というのは、それぞれ個人差が有って対応が難しいということでしたが、またこの間の町長の答弁でも、15年度からエンゼルプラン立ち上げの中で再構築していくんだという話ですけれども、実際に東児童館、西児童館において学童保育というのはこの13年度においてやられているのかどうか、その実態等について伺いたします。

委員長（久保田英市君） 12時になりましたので、只今12番米沢委員のご質問の答弁は、昼食休憩後の午後の再開後に致したいと思います。昼食休憩を致します。

○ **事務局長（北川雅一君）** 午後の開会は、1時と致します。

12時00分休憩

13時00分再開

委員長（久保田英市君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。昼食前の12番米沢委員に対しての答弁を求めます。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 米沢委員の白川美唄線のご質問に対して、お答えさせていただきます。今、国の厳しい財政状況から道路整備、とりわけ高速道路、高規格道路、開発道路につきましてはいろいろなご意見や

検討がされているところでありますが、本路線につきましては上川中部と富良野広域生活圏相互の連携を密にすると共に道東地域との連携の強化につながり、流通、輸送、交通、運輸上の効果が大きいと期待されています。地域住民の生活向上と地域開発、産業振興にとっても極めて重要であるとの認識から引き続き白川美唄線の整備につきましては、期成会の一員として早期着工、早期整備について、要望を今後とも行って参りたいと考えておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 米沢委員の2点目、燃料単価の定め方のご質問にお答えします。町としましては、定め方の基本としましては町内の業者の方に受注自体を設けることを基本としてございます。その上で、業者さんの競争性を発揮していただくことを基本として単価の定めを取り進めて参りたいと考えているところでございますが、委員がおっしゃるように町内の状況を見ますと、大手であるとか、小規模の業者であるとか色々なことがあるかと思っております。町としましては、只今申し上げました2原則を大きく損ねない程度に、また地域の実情に配慮しつつ今後も納税者の利益をどのように追求していったらいいかを十分研究することで、それら手順を取り組みたいと考えてございます。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 3点目の母子通園センターの問題と学童保育所につきましてのご質問でございます。まず、その内の1点目の母子通園センターについての事業でございますが、職員についての課題は以前からご指摘をいただいているところでありますが、この母子通園の事業につきましては、いま支援士制度ということへの移行に伴いまして正職員の配置が課題となっております。しかしながらこの件につきましても、共同設置してございます中富良野町と十分協議しながらこれらについての検討を進めてゆく考えてございます。療育指導員の処遇につきまして、この4月から正職員に準じた処遇を行っているところでございます。次に2点目の学童保育所の関係でございますが、現在、東、西の児童館で学童保育という名称は付けてございませんけれども、本事業の中で留守家庭の両親の申し込みにより受入れをさせていただいて、児童館の行事の内容を学童保育に準じた内容で受入れを実施しているところであります。

委員長（久保田英市君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 学童保育については、実施に準じた形で実施していると、町長は実態等良く分からない部分もあると事の話もされておりましたので、実態としてはそういう子どもたちが存在するということの答弁だと思います。国の方でもこの部分については、完全実施しなさいという事を言われています。実際こういうところで、学童保育がやられているかどうかですら分からないというような状況にあります。学校で周知していれば別ですけども、その周知すら知らない。いろいろな実態が有るわけで、私が申し上げたいのはアンケートも取っておきながら、なお、且つ実態として東では10人とか受け入れている状況が有ります。しかし、これが完全な

ものかといえば、そうではないと、そこに上富良野町の子育てに対する認識のずれがあるのではないかと、一所懸命やっておられるのだけれども、こちらの方まで手が回らないといえばそうなのかも知れませんが、実態としてあるんだということをまず認識されて、そこからですね。エンゼルプランが出来ない以前に、そういう子どもを放置することなく措置をしてゆくという体制をとる必要があるのではないかと思います。町長はこの点についてどのようにお考えなのか、実在するわけですから、当然こういうものに対する支援策を13年度においても成し得ていないところを捉えた、今後の施策の活かし方が必要だと思いますし、実際東児童館においては、何名の方が13年度においては実態として子どもを預けられているのか、その辺も合わせてお伺いしたいと思います。次にお伺いしたいのは、62頁の衛生費の乳幼児医療費の問題です。成果表、見ましたら乳幼児の受診が、12年度よりも35名ばかり減るとい状況になって来ています。これは恐らく、乳幼児医療費の国の制度の改正と合わせて、所得制限等が出たという状況の中で、減ったのかどうか、この点をお伺いしたいのと、さらに予防医療という立場から言えば、町の持ちだしが200万くらいかかったと、予防医療という立場から言えば今まで無料化だったのが、有料化になった、所得制限された人が病院行かないという状況の中で、町の持ち出し200万なら200万、それで予防医療という形で病気になる500万600万かかるよりは、200万かけてその500万600万の医療抑制を行った方が、よほど子育て支援と予防医療についても、そういう立場からの乳幼児医療費の上げ方というのも当然検討すべきではなかったかというふうに、私この13年度の成果表を見て考えた訳ですが、この点についてお伺いしたいと思います。

委員長(久保田英市君) 12番米沢委員にお願いしたい事ですが、学童保育所の関係についての質疑がございましたが、13年度の決算の質疑にとどめて頂きたいと思えます。今後のことについては、予算等の委員会において質疑を頂きたいと思えます。

委員長(久保田英市君) 12番米沢義英君。

12番(米沢義英君) 今のは、決算というのはそういうのを含めて入っているわけですから、僕は逸脱して過分なことを言っているわけでもないし、現状認識がどうかと、その前提に立ってこれからの政策をどうすべきかということをお互いに熟知することでしょう。そういう事をどうして止めるんですか。

委員長(久保田英市君) 今の決算特別委員会においては、あくまでも決算に対する質疑だと思いますので、只今申し上げましたように予算等の委員会にそのような質疑をお願いしたいと思います。

委員長(久保田英市君) 答弁を求めます。町長。

町長(尾岸孝雄君) 米沢委員の学童保育に関する件について、考え方についてお話し上げたいと思えますが、何回も申し上げましたがアンケート調査等々もやりました。アンケート調査の中には、委員もご承知のとおり希望者が非常に少なかったという部分もございます。

そういった中で、現在は東児童館、西児童館等々でその補完としてかぎっ子対策の対応を図っているところでありましたが、新たに15年度策定を予定しておりますエンゼルプランをもってこれらの部分も含めた中で実態を十二分に把握しながら、対応を計画の中に織り込んでいきたいというふうに思っております。

委員長(久保田英市君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 乳幼児医療に係わりまして、その対象者に係わりまして、大きく所得制限によるものだとことでございますが、自然減等も係わっておりますので、その内容でご理解賜っておきたいと思えます。合わせまして、医療に係わりまして以降の医療費に係わる増を抑えるためにはということでございますが、医療法の関連にかかわりましては保健福祉課の方でそれぞれ検証が細かい指導等も含めて、相談医療等も含めて行っているわけでございます。これらに対応しながら、おっしゃるように医療費を縮減してゆくということにつきましては非常に効果の高いもので有ると思えますし、現実にそれらの効果として現れているものではないかというふうに理解しております。以上です。

委員長(久保田英市君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 東児童館におきます留守家庭児童の受入れ人数でございますが、月によって異なりますが14年の3月末の段階では15人ということで受入れを致しております。

委員長(久保田英市君) 12番米沢義英君。

12番(米沢義英君) ということですね、現状としては有るわけですよ、13年度においても14年度においても、そこを捉えることをしないで直ぐ先送りになると、そこがですね問題だと、決算にあたっては私は思うわけですけども、問題ないと現状認識されているのかどうか、そこをもう一度確認しておきたいと思えます。予防医療の観点でいけば、町は直ぐに国に追随するわけですよ。町の独自の予防対策というのを常に追求しないと駄目だ、細部にわたって子供さんを持つ親がですね、神経尖らせているわけですから、そういった予防医療にたてば子育て支援にたてば、この13年度においても国に追随して所得制限を設けることなく従前のようにやるべきだったと、私はこのように思いますがもう一度その点についてお伺いしたいと思えます。次に76と77頁にわたっての、観光行政についてお伺いいたします。77ページの広告料で問題なのは、九州、札幌、旭川等において街頭放送が流れていると、上富良野町の観光の案内をしてもらっているという事ではありますが、その実態等というのは証明されるものが町としても押さえておられるのかどうか。さらに、この広告料の中にその代理店をとおして聖教新聞の方に広告としていっているという実態が有ります。本来自治体は、宗教との関係でいえば独立していなければならないという形の中で、例えその代理店がその相手の聖教新聞の方に広告を出したということであっても、改めなければならないという事実が有ると思えますが、この点についてですね、その実態がどのようになっているのかですかね、また、そういうものに対しては是正すべきではないかというふうに

思います。次に78頁の道路維持関係の中で除排雪の問題、委託料等についてお伺いいたします。委託されている業者が、非常に除雪が遅いという苦情がよくこの13年度においても出されています。西村建設なんです、早くに農家の方もそうなんです、請け負っている区域の、一生懸命やらないで遅く除雪に来るといって、地域の人は非常に怒っているわけです。そういう意味で、こういった除排雪の徹底、そして時間を契約する段階において、どういう契約、取り決めになっているのか、それと子どもたちが通学に間に合うようにということ指導されていると思いますが、この点についてお伺いしておきたいと思っております。

委員長(久保田英市君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 乳幼児に関わります関連でございますが、制度としての展開と致しましては私もともども、それら財源の利用を致しながら、より住民の皆さん方に対応してゆくということが本当であると捕らえてございます。従いまして、追従という言葉ではなくて、利用させていただいているということでありませう。実質の対応につきましては、保健指導の対応も含めて細かく指導支援体制は執られていると理解してございますので、医療に関わっていくということがより大切であると理解しております。以上であります。

委員長(久保田英市君) 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 米沢委員の広告料の質問にお答えします。まず、街頭放送の件でございます。ご指摘のように、ラベンダー祭りのご案内ということで街の中心部にございます街頭放送を1ヶ月程度お願いしてございます。その確認でございますけれども、その街頭放送者と原稿の確認をしたという書類を頂きながらその部分についての確認を実際に行っているところでございます。2点目の、聖教新聞に広告があったということでございます。ご指摘のとおり13年度におきまして、聖教新聞にラベンダー祭の紹介の広告を載せておりました。自治体としまして、特定の宗教団体の新聞といえども好ましくないということでございます。14年度におきましては、当然にして廃止を致しております。以上であります。

委員長(久保田英市君) 道路河川課長。

道路河川課長(田中博君) 米沢委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。除雪が、特に西側の方、遅いというご指摘であります。それにつきましては、分けてやっておりますけれども、西側につきましては、今年度から2社が入りまして雪の多い少ないによりまして時間の多少のかかる時もありと思っておりますけれども、極力通学時間帯には支障ないように今後とも指導して参りたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

委員長(久保田英市君) 12番米沢義英君。

12番(米沢義英君) 次に、農業委員会の土地の流動化についてお伺いいたします。68頁で近年上富良野町は、農地の流動化対策ということで進めておりますが、しかし、農業が困難極めるといって状況の中で動かないと、逆に競売物権等が出るという状況の中で、それが実際実勢価格という形になって資産評価がどんどん目減りする

という事態になっているところなんです。逆にいえば、農地法という規制緩和の中で投機の対象になりかねないという危険性も、2面性を持っているというような状況だと思っております。それで、実態についてお伺いいたしますが、上富良野町の水田、畑における実際に流動化したこの13年度における面積と売買実例はどのようになっているのか。それと富良野沿線、美瑛も含めて分かるのであればいいんですが、どれくらい近隣の自治体との差があるのかです、この点についてお伺いしたいと思います。

委員長(久保田英市君) 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長(谷口昭夫君) 米沢委員のご質問にお答えしたいと思います。13年度におけます、農地の流動化状況でございますけれども、まず幹旋の申し出状況から申しますと離農される方の件数が41件でありまして、戸数的には34戸であります。面積的には、水田が135.1ha、畑が207.5ha、合計342.6haの離農の面積が出てきております。次に規模縮小ということで出てきておりますが、10件10戸でございます。面積的には、田畑合わせて35.5haとなっております。その他再処分、小作期間満了に伴います再処分が61件53戸でございます、田畑合わせて287.3haとなっております。合計しますと、件数的には112件97戸でございます、水田229.0ha、畑が436.4haの申し出で合計が665.4haとなっております。それから区分別ですけれども、幹旋の申し出で売買で来ているのが、57件でございます、田畑合わせまして467.6haの売買の申し出がございます。賃貸借の申し出につきましては、55件田畑合わせて197.8haとなっております。それから、幹旋の結果でございますけれども、幹旋に至った経緯につきましては、売買64件でございます、田畑合わせて284haが、売買されているところでございます。賃貸借につきましては、85件田畑合わせて372.4haが幹旋結果となっております。全体的にはほとんどが流動化されているということでございますが、たまたま申し出の状況の中で売買467.6haとなっているのが、幹旋の結果につきましては284haにしかなかったと、後は賃貸借のほうに廻ってしまったという結果でございます。それから、土地の単価でございますけれども、水田の幹旋の結果につきましては、ピンからきりまで有りますけれども、水田の上で19万程度でございます。畑につきましては、12から13万程度の幹旋になっております。近隣の町村の関係につきましては、畑についてはそれほど差はないと思っておりますけれども、水田につきましては、中富との比較につきましては耕地整備等の関係も有りまして若干違うと思うんですけども、12、13万の差はついているのかなという感覚であります。以上でございます。

委員長(久保田英市君) 13番長谷川委員。

13番(長谷川德行君) 歳出の6款1項3目の農業センター運営負担について、質問したいと思います。このセンターの目的は、各種農業試験また奨励作物であります野菜の安定供給実施の為にセンター運営に必要な経費を負担するとありますが、ここで作られている苗ですが平成12年は110万本に対して平成13年度は67

万8千本、平成13年4.2万本も少ないということになっています。これでは、このセンターに対する計画性もないし機能も果たしていないと思いますが、町はどのような指導をしているのか。それと農作物の試験でありますが、12年度でも馬鈴薯小玉試験とか、13年度でも馬鈴薯小玉試験とかやっております。いろんな試験やっておりますが、この試験に対しての結果が出ているのかどうなのか。

それが営農に反映されているのか、また町はどのような指示をしているのか、お聴きたいと思います。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 長谷川委員のご質問にお答えいたします。農業センターの役割につきましては、いまご指摘のとおりでありますけれども、13年度におきまして野菜苗のキャベツ、軟白長葱これらがですね、供給が落ち込んだということがございます。原因につきましては、野菜価格の下落によります農業者の農作物の作付け転換がなされたものと考えますけれども、いずれに致しましても野菜苗を供給いたしていく機能、設備は備えてございますので、農協も合併し広域になったということから当然これらも取り組んで、中富良野、富良野市を取り組んだ中で、供給体制を考えていく必要があるというふうに思っております。それから、農作物の試験の関係でありますけれども、これらにつきましては結果を出しまして、農業者に周知します広報誌といいますが、部会こういったものがございまして、それらの中でPR或いは実績を出して、皆さんに観て頂いているというようなことです。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

9番（梨澤節三君） 3点お尋ねします。歳入222頁の、歳入費目別比較という円グラフをみてみますと、自主財源というのは2割程度ではないかと思えます。あとは、交付税とか国庫支出金、その他の交付金というようなことになっていると思えますが、努力した結果でこういう状況下と思えます。さらに、この中に反省すべき点が多々あると思えます。これを見られて、町長どのようにお考えになれるか、これで1点。次に226頁、地方債現在高の一番後ろが233頁の9.2億7484万8千681円これだと思えますが、若干、先ほど総務課長訂正されましたけれども、概略こんなものだと思います。これに繋がって、これの利息が、241頁から242頁平成13年度の歳出決算集計表の右23番償還金利息及び割引料で、10億8千695万9千円とこれが利息で毎年償還しているのかと思えます。今年80億、70億の町予算でやっていってるんですけど、地方債のあり方と償還金、これについてどのようにお考えになられたか。45頁、広報について何ですけども、行政モニターということでモニターがいたんですけど非常に活躍していますよと聞いているうちに居なくなっているんですよ。何でモニターがなくなったのか、これについてお尋ねをします。以上3点です。

委員長（久保田英市君） 助役答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の第1点目の、ご質問にお答え申し上げたいと思います。いわゆる歳入構造の

関係でございますけれども、梨澤委員が言われましたとおり、自主財源というのは非常に乏しいわけでございます。税金におきましては9億くらいというような形になっておりますのと、法定で定められております交付金につきましては、地方譲与税等約3億程度でございます、交付税を除く一般財源については極めて低い状況にあります。町の発展の状況の中におきまして、例えば企業が多ければその辺のところの自主財源が上がるといったような形になるかと思えますが、今日までの町の形態の中におきましては農業、商業そして自衛隊の町という中におきまして、そのような形になって来ている状況にあります。これらにつきましても税の関係につきましても、他の市町村と同じように標準税率を使いながら、税金の確保に努めているところであります。また、他の一般財源等につきましては、例えば財産の売却等そういうものについては、そうおきてこない状況でございます。町有林を抱えているというような状況でございますけれども、これらについては今の林業の経済状況からして大きな財政の収入にはならんと、長期的な中で処分しきれないというようなことで極めて自主財源については乏しい。したがって、地方交付税に頼らざるをえないという状況でございますので、いま非常に厳しい中で交付税の措置が更に減額されると、配分が減額されると極めて先の見通しにおきましては厳しい状況を迎えるものと思っております。この歳入に見合った中で、町の行政サービスを進めていかなきゃならんとする訳で、今後この財政の構造を根本的に見直しを図りながら、歳出構造等も見て考えていかなきゃならない、そんな状況であると認識いたしているところであります。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 2点目の、地方債の未償還額につきましては委員がおっしゃるように、この調書にもついてますように9.2億ほどございます。これらにつきましては、どのように償還するかという考え方を問われているわけでございますが、おかれていた状況につきましては、いま助役が申し上げましたような厳しい状況であることはいままでもないところでありますので、助役も申し上げましたように歳入に見合いの歳出構造に改めるというのが町の基本でございます、いま掲げてございます行財政計画実施計画の一段の取り組みをすることが必要であると認識して、その方針に添った形で取り進めているところでございます。いずれにしましても、現段階では借り入れ時の約定に基づきまして、償還をして参るというのを基本にしてございまして努力していることをご理解いただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 梨澤委員の3点目のご質問であります、モニターの関係であります。数年前といいますが、不確かではありますが、町政モニターという制度を設けてございました。その中で、何年間か町民の方のご意見を聞くというような主旨で行われていたものと考えますが、何年間か募集をして参りましたがその中で希望がなかったという経過がありまして、公聴活動の一環という事で昨年度から、町長と語るうとか、ゆめ

未来を語る町づくりトークとか、町民ポストなどの違った施策を持って公聴活動を行おうというような事で取り進めして来ているとであります。従いまして、町政モニターについては何年までやっていたか今資料はありませんけど、そんなような角度で施策が変わったということでご認識いただきたいと思ひます。

委員長(久保田英市君) 17番小野委員。

17番(小野忠君) 2点ほどお伺ひいたします。221頁、税外収入未納調書の関係でございます。この中に住宅使用料、この滞納が現在このようになっています。平成13年に30万という滞納者が、2戸あったはずですね、その為の訴訟を起こすために訴訟費用を計上されておりますが、これはどのように訴訟を起こして、どのような結果になったかお聞きしたい。もう1点は、翁地区飲料水供給施設使用料1名ですね、13年度にはだいぶ有ったんですけども、無くなったのか2万1千円が残っています。そうなるとこの人は、2万1千円いつ頃最終になったのか。そうなれば、14年度には相当な総額が残っていると私は思うんですが、2万1千円の支払は有ったのか、無いのか。ここにはあると書いていますけど、その後支払われたのかどうなのか。この点、お伺ひ致したいと思ひます。

委員長(久保田英市君) 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 小野委員のご質問に、お答えを致します。まず1点目の、公営住宅使用料の過年度分のご質問です。13年度に、小額訴訟対象額となる30万以上の者に対するの対抗措置としまして、訴訟も辞さないという弁護士費用を計上させていただいたところでもあります。これらの対象となるものは、当然ながら多額の滞納であって、なお且つ、納入の意思がない悪質な者といったところの対応を考えたところでもあります。13年度におきましては、30万超過の者もご質問のとおり居ったわけですけども、いずれも、何ぼかずつ支払って頂いておるといった事で、そういった誠意があるということで、訴訟までの経緯には至っておりません。それから2点目の、翁地区の未納のご質問です。2万1千円、これは3月分の使用料が未納となったものでございまして、14年の5月過ぎだと思ひますが、既に納入を頂いております。13年度分については、飲供の未納はないところでございまして。

委員長(久保田英市君) 一般会計の質疑をこれにて終わらせたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と声あり。)

委員長(久保田英市君) これをもって一般会計の質疑を終了いたします。次に、国民健康保険特別会計全般の質疑を行います。

委員長(久保田英市君) 12番米沢委員。

12番(米沢義英君) 106頁107頁に係わる、国民健康保険税のいわゆる未収と不納欠損の問題についてお伺ひしたいと思ひますが、例年より徴収事務も速やかに開始されて納税においてもかなり向上はされていると思ひますが、この中で重複して毎年同じ様な方が、滞納

しておられるという実態等があるかと思ひますが、その状況はどのようになっているのか。不納欠損した状況等においても、前段先ほど有りましたから概ね分かりますが、もう一度確認しておきたいと思ひます。更にお伺ひしたいのは、この収納状況と国保税の税率との問題であります。上富良野町の、出していただいた資料を見ましてもですね。かなり、所得階層別にみてもですね、かなり収納が、所得が少ない方等の滞納者もかなり増えているように見受けられます。また、サービス業や建設業や製造業等においても、いわゆる不況産業といわれるような階層の方々、滞納者であるということも今の世相を反映しているのではないかとこのように思ひます。一人当たりの調定額を見ましても、だいたい平成9年から平成13年という形の中で、ほぼ、若干上下したとしても横這い状態という形になって来ています。これをみれば、何が問題で、何が明らかになるかということ、それだけ暮らし向きが大変になって来ていますと、単純に見た場合ですが、恐らくそれぞれの人も国保税を納めないという意思の人は、いないのではないかとこのように思ひます。そういう意味では、国保税率の引き下げと納付回数等の見直し等もこの間行ってきましたが、多少なりとも余剰財源が有るとこの中で、税率の引き下げ等も考える必要があるのではないかとこのように思ひますし、また、基金残高は平成13年度においてはどのくらい有るのか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

委員長(久保田英市君) 税務課長。

税務課長(越智章夫君) 米沢委員の国保税の不納欠損処分、収納についてのご質問にお答えしたいと思ひます。委員ご指摘のとおり、滞納者につきましてはそれぞれ毎年重なっていく方、多分でございます。それぞれ、私もきめ細かい収納に歩いておりますが、また重なって滞納されていくという悪循環も有るところでございます。その辺、個々に対してきめ細かい収納対策を立てまして、その解消に努めてきたところですが、13年度におきましてこのような滞納の数字になったところでございます。それから、不納欠損についてでございますが、その欠損の大部分につきましては町税同様ほとんどの不納欠損の額につきましては、死亡した者、居所不明の者についての欠損処分でございます。また所得階層におきまして、所得の少ない階層において滞納が増えている状況、表のとおりでございます、この階層の滞納が増えている状況にございます。ほかの基金並びに税率の方については、町民生活課の方でお願いしたいと思ひます。

委員長(久保田英市君) 町民生活課長答弁。

町民生活課長(米田末範君) 国保税の関連等でございますが、税務課長からの答えのとおりでございますが、所得の低い階層に係わりましてはご承知のとおり軽減措置として7割、5割、2割の対応を応能、応益部分に係わっておこなわせて頂いているというのが現状でございます。これらにつきましては総体納税の方々の世帯で申し上げますと、概ね50%の方々が対応になっているということでございまして、それらの対応はさせていただいているところでございますが、なお滞納が起きてる

ということでございます。また、委員ご指摘ございましたが、一人当たりの調定額のかわりは道内的に申し上げてもかなり低い状況でございます。それと合わせまして、収納に係わりましては確かに滞納ございますが、全道的に申し上げてもだいたい80番程度のところのいるということでございますが、状況としてはかなり努力をさせていただいているというふうに見たいと思っております。もう1点は、先ほど申し上げましたように税率の内容につきましても、一人当たりの調定額と致しましては、だいたい16番目ぐらいのところにあるということでございますので、平成14年の10月にまたこれらの税の国の方の指針にかかわりましては、いろいろと対応の部分がございまして、今後の検討課題ということになっていくものであろうかと思っております。もう1点の基金の残でございますが、現在のところ1億4千600万円程度が今ございますという事で、ご承知おきを頂きたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。次に、簡易水道事業特別会計全般の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。次に、老人保健保険特別会計全般の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、老人保健保険特別会計の質疑を終了いたします。次に、公共下水道事業特別会計全般の質疑を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。次に、介護保険特別会計全般の質疑を行います。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君。） 介護保険にかかわってお伺いしたいのは、現況では訪問介護等の利用者負担軽減という形でかなりな利用されている方、この分については喜ばれている方もいる訳です。この13年度においてもいろいろ聞きましたら、住宅改修部分の上置き或いは自宅にいてもリハビリが出来るような、そういうような体制をですね、作ってもらえたらいいなというような話も出て来ているわけです。現行、住宅改修部分の13年度においては、どこかにでてるかと思いますが実績とですね、上乘せサービス部分の実績等について現行ではどのよう

に使用されているのか、この点についてまずお伺いしたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 米沢委員のご質問にお答えします。上乘せサービスにおけますご質問でございますが、付属資料と致しまして262頁にございます。この中で、施設の基本サービスの部分での在宅と施設の保険給付の実態を内訳で示してございますが、上乘せについてはここに付してございせんけども、決算上で給付額の実績を申し上げますと介護保険の上乗せサービスについてでございますが、184頁185頁に掲げてございますが、上乘せサービスの特別給付費ということでございます。1,722,906円の決算で利用させて頂いたところでございます。これにつきましては、今制度で位置付けしてございます。訪問介護の部分とショートステイの部分の上乗せを制度化したもので給付を頂いているところでございます。住宅改修につきましては、制度上限額は1件あたり20万円を限度として実施してございますが、町として上乘せを更に上乘せをというご質問につきましては、只今申し上げました現行の訪問系の訪問介護とショートステイの利用でもって、これを充実した中でこれらの介護サービスの必要な方に対しての部分継続していきたいというような考えでございます。住宅改修の戸数については、大変申し訳ありません、手元に戸数については書いてございませんが、後ほどお知らせしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君。） 訪問介護のリハビリ、理学療法士等による対策も取って欲しいという実態も見受けられるわけですが、この実態等については平成13年度においてはどのように押えられているのか、お伺いいたします。更に172頁の歳入にかかわって、保険料の未納という形で若干24万9千円、これは後年度で徴収されているかと思いますが、それについても状況についてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 2点のご質問でございます。1点目は、訪問リハビリのご質問でございましたでしょうか。その給付状況、どうなっているかというご質問でございますが、これにつきましては、先ほどの付属資料でございますが、262頁の給付費の実績と致しましては46万5千300円の給付実績となっておりますが、この在宅サービスの中ではこれについては、若干利用者の意向としては少ない状況にございます。

委員長（久保田英市君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

委員長（久保田英市君） 再開いたします。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 訪問リハビリの内容についてでございますが、理学療法士等の派遣、作業療法士などの派遣ということではこれにつきましては、病院等にも作業療法士の職員が配置してございますし、また富良野圏域の中での専門職等が協会病院等にもございまして、このサービスの利用申し込みに応じてこれらの訪問

リハビリのサービスが繋がって行くというようなことでございます。2点目の介護保険料の滞納の状況でございますが、過年度分、現年度分合わせましての部分でございますが、これにつきましては年度途中の65歳到達者につきましては普通徴収ということでございまして、これらの方の普通徴収の部分が未収で約13人ほどございます。これらについては、いろいろ何回も督促、訪問徴収もさせて頂きながら個別に督促を進めさせていただいてございますし、介護保険制度そのものに対して理解いただけないという部分もございまして、今後も理解をうべく徴収に努めて参りたいということでございます。中には、過年度の分の中には分納で納めていただくようなことで、現在、誓約書をいただきながら都度分納にも努めさせて頂いているところであります。

委員長(久保田英市君) 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

次に、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計全般の質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計の質疑を終了いたします。

分科会審査報告のとりまとめ

委員長(久保田英市君) これより分科会審査報告のとりまとめを行ないます。各分科会ごとに審査報告を検討し、取りまとめのうえ、委員長まで提出願います。

事務局長(北川雅一君) 分科会審査報告の取りまとめ場所について、ご説明いたします。

第1分科会は第2会議室、第2分科会は第3会議室、第3分科会は議員控室と致したいと存じます。よろしくお願い致します。

委員長(久保田英市君) 保健福祉課長から、答弁があります。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 先ほど、ご質問のありました住宅改修の件数であります。66件の実績でございます。

委員長(久保田英市君) 分科会の方へ移動願います。

14時05分から

15時00分まで

分科会

分科会審査に対する全体での意見調整

委員長(久保田英市君) 再開いたします。これより分科会審査報告と委員相互の意見調整を行ないます。第2分科会の分科長であります向山富夫君が欠席のため、

石川洋次君に代わりましたことを報告いたします。はじめに、第1分科会の審査結果報告を願います。第1分科長西村昭教君。

第1分科長(西村昭教君) 第1分科会の審査報告を申し上げます。1、町税、使用料等について、町税、使用料等についての未収金の解消に努められたい。また、不能欠損処分にあたっては十分精査のうえ実施されたい。2、国民健康保険税等の未収金について、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料等の未収金の解消に努められたい。特に国民健康保険税については、その額が突出しているため、収納に特段の配慮を賜りたい。以上2点でございます。

委員長(久保田英市君) 次に、第2分科会の審査結果の報告を願います。第2分科長石川洋次君。

第2分科長(石川洋次君) 第2分科会の審査を報告を致します。1、町税及び使用料等について、町税及び使用料等について未収金の分納、誓約を含め解消に努められたい。また、不納欠損処分にあたっては十分精査のうえ実施されたい。2、補助金・負担金について、期成会等の負担金の見直し検討を行い、一層の用途精査をし効果的な運営を図られたい。3、広域活用について、農業試験場の広域化による有効利用を図られたい。4、除排雪について、速やかな除雪と計画的な排雪の対応を望みます。以上です、4点。

委員長(久保田英市君) 次に、第3分科会の審査結果の報告を願います。第3分科長清水茂雄君。

第2分科長(清水茂雄君) 第3分科会の審査報告をさせていただきます。1、町税及び使用料等について、町税、使用料等についての未収金の解消に努められたい。また、不能欠損処分にあたっては十分精査のうえ実施されたい。2、補助金・負担金について、補助金・負担金については画一的な見直しを避け、一層その用途を精査し効果的な運営を図られたい。商業振興補助金の補助対象額の決定にあたっては、厳正な審査と決定をされたい。3、委託業務について、管理業務等の委託契約は、同一業者による委託期間の見直しについて出来るものから改善されたい。なお、地元業者の育成が図られるよう努められたい。4、職員の配置について、時間外手当の実態を見ると、一部職員に過重な業務配分されているので労務管理の観点から、適正な職員配置をされたい。5、乳幼児医療費について、子育て支援の観点から、乳幼児医療費の所得制限を撤廃されたい。6、緊急地域雇用特例交付金について、緊急地域雇用特例交付金の活用にあたっては地元の雇用の拡大につながる方策をされたい。以上であります。

委員長(久保田英市君) 以上で、第3分科会審査結果報告を終わります。ただいまの、各分科会の審査結果報告を一括して意見調整を行ないます。ここで休憩いたします。副委員長並びに各分科長は、議長室にお集まりいただきたいと思ひます。

15時07分休憩

16時06分再開

成案調整

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。只今、成案の整理を行ないましたので、事務局長に朗読させます。事務局長。

事務局長（北川雅一君） 私の方から、平成13年度各会計歳入歳出決算特別委員会意見書案ということでございます。1番目、町税及び使用料等について、町税、使用料等について、未収金の分納・誓約書を含め解消に努められたい。また、不納欠損処分にあたっては、十分精査のうえ実施されたい。特に国民健康保険税については、その額が突出しているため収納に特段の配慮を図られたい。2番目でございます。補助金・負担金について、補助金・負担金については画一的な見直しを避け、一層その用途を精査し効果的な運営を図られたい。特に、次の事項について配慮されたい。商業振興補助金の補助対象額の決定にあたっては、厳正な審査と決定をされたい。

期成会等の負担金の見直し検討を行い、一層その用途を精査し効果的な運営を図られたい。3番目、委託業務について、管理業務等の委託契約は、効率的な運用が図れるよう出来るものから改善し、地元業者の育成も図られるよう努められたい。4番目、職員の配置について勤務体制の実態から見ると、一部職員に過重に業務配分されているので労務管理の観点から、適正な職員配置をされたい。5番目、乳幼児医療費について、子育て支援の観点から、乳幼児医療費の負担を検討されたい。6番目、農業センターについて、今後、農業センターの広域化による有効活用の検討を図られたい。7番目、除排雪について、すみやかな除雪と計画的排雪の対応を図られたい。という事でございます。以上でございます。

委員長（久保田英市君） 只今の成案につきまして、ご意見はございますか。

（「なし」の声あり）

委員長（久保田英市君） ご意見なしと認めます。以上をもって、審査結果報告の意見調整を終わります。理事者に意見書の報告を致しますので休憩いたします。

事務局長（北川雅一君） 再開は、概ね20分ほどということで、16時20分を目途にしたいと思います。

16時08分休憩

16時18分再開

理事者の所信表明

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。理事者より所信表明の申し出がございまして、発言を許します。町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 昨日から引き続きましての13年度上富良野町の各会計の決算審査に伴います、御審査

を賜りまして大変ご苦勞様でございます。只今、委員長及び副委員長から2日間にわたります、審査の結果の意見書を頂戴いたしました。7項目にわたります、それぞれ皆様方決算特別委員会の審査意見として拝読させていただきましたが、それぞれに私共も考えさせられる部分、また皆様方の意見がなるほどなという部分が多々あるわけでありますが、また、私共としても十分検討しなきゃならない課題もおうせつかったなという部分もございですが、今日までの審査の過程で賜りましたご意見並びに監査からの意見等々も含めながら、本特別委員会の審査意見等々も呈して、今後とも行政執行に万全を期して参りたいと思っておりますので、どうか一つご理解を賜りまして、13年度各会計決算につきまして、ご認定賜りますことをお願い申し上げ所信表明とさせていただきますと存じます。大変ご苦勞様でございます。

討 論

委員長（久保田英市君） お諮りいたします。ただいまの理事者の所信により、今後の執行上において、十分その意見を尊重し、最善の努力をいたしたいとの確認が得られましたので、討論を省略し、採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、討論を省略し、起立により採決いたします。

採 決

委員長（久保田英市君） 「議案第7号平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」は、意見を付し、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

委員長（久保田英市君） 起立多数であります。よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

お諮りいたします。決算審査報告の内容については、委員長及び副委員長並びに各分科長にご一任願いたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（久保田英市君） ご異議なしと認めます。よって、決算審査報告の内容については、委員長及び副委員長並びに各分科長に一任されました。以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は、全部終了いたしました。

委員長挨拶

委員長（久保田英市君） 閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。6日の企業会計決算特別委員会以来、各会計の決算特別委員会ということで委員の皆様方には連日にわたり、慎重に且つ精力的な審査をなされまして13年度における決算を全て意見を付し原案のとおり認定されましたが、委員の皆様方の真剣な審査、質疑等にご心から敬意を表する次第でございます。この3日間、委員長の私に温かいご支援ご協力を賜りましたこと心からお礼申し上げます。これから日増しに寒さも厳しくなっておりますが、委員の皆様方をはじめ執行機関の方々のご健勝の中での、ご活躍をご祈念申し上げまして、一言ではございますが閉会のご挨拶と致します。大変ご苦勞様でございました。

閉 会

委員長（久保田英市君） これをもって、各会計歳入歳出決算特別委員会を閉会いたします。

16時24分 閉会